

# 琉球大学学術リポジトリ

## 米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係地方自治 関係（第二巻）

|       |   |
|-------|---|
| メタデータ | 言語:<br>出版者:<br>公開日: 2019-02-15<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: -<br>メールアドレス:<br>所属:       |
| URL   | <a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43881">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43881</a> |

(4)

沖縄県農村長会の全国町村会加入關係



アラシ  
第  
一  
課  
長  
外務省  
通  
局  
長

発金總第九六号

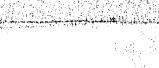
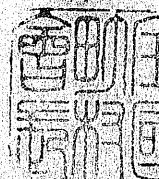
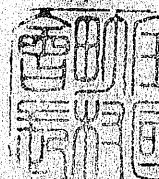
昭和二十八年三月六日

第五課長

南方班



記帳済



沖縄市町村長会の本会加入その他について伺ふ。

本会は創立以来三十多年終戦迄は沖縄を含む全国四十七の都道府県町村会を会員とする任意団体として地方自治振興发展のために別紙の規約に基いて活動し今日に至りましたが今回全琉球市町村長会長比嘉秀盛氏より本会に準会員として加入方申し入れがあり本会においても之を容認することに致したいと存じますが全琉球市町村長会、沖縄市町村長会を本会の準会員とすること及び加入

全  
國  
町  
村  
會

後に於ては相互間の文書の往復、本会発行機関紙の送附その他本会會議に参加等国際上支障の有無を御回答下さるようお願いいたします。

追而本会の規約、役員名簿並に機関紙を参考迄に添付致しました。

## 全 国 町 村 会 規 約

大正十年二月十一日創立  
昭和二十二年八月四日改組  
昭和二十三年一月三十日改正  
昭和二十四年三月八日改正  
昭和二十四年八月二十日改正  
昭和二十五年一月三十一日改正  
昭和二十六年七月十日改正

- 第一條 本会は、全國町村会と称し、都道府県町村会又はこれに準ずる団体、以下單に都道府県町村会と称す、を以てこれを組織する。
- 第二條 本会は、事務局を東京都港区芝西久保巴町三十五番地に置く。
- 第三条 本会は、都道府県町村会の連絡協調を圖り、地方公共事務の円滑な運営と、地方自治の振興発展に寄與することを目的とする。
- 第四条 本会は、前条の目的を達成するため左の事項を実施する。  
一、都道府県町村会との連絡上必要な各種會議の開催  
二、地方自治の振興発展に関する調査研究並びに助言

- 三、機關誌その他自治に関する圖書の刊行頒布  
四、町村事務に必要な各種資材の確保並びに斡旋  
五、町村有物件の損害保障に関する特約施設  
六、町村職員の教養並びに福利厚生に関する施設  
七、その他目的達成上必要な事項
- 第五条 本会の會議は、總会、理事会及び常任理監事會とする。  
總会は、定期總会及び臨時總会とし、定期總会は毎年一回一月にこれを開き、臨時總会、理事会及び常任理監事會は、會長において必要があると認めた場合にこれを開く。
- 第六条 總会、理事会及び常任理監事會は、會長がこれを招集する。理事定数の四分の一以上から、會議に附議すべき事件を示して臨時總会又は理事会の招集の請求があるときは、會長がこれを招集しなければならない。
- 第七条 總会に出席すべき各都道府県町村会の代表者の定数は、これを三人とし、内一人は公認の職にある者を以てこれに充てる。

**第八条** 総会・理事会及び常任理事会の会議における議長の職務は会長がこれを行う。但し・会長に故障がある場合は副会長がその職務を代理し・会長及び副会長ともに故障がある場合は・その会議に出席している者の中から仮議長を選挙し・その者をして議長の職務を行はせる。

**第九条** 総会・理事会及び常任理事会の会議は・その構成員の半数以上の者が出席しなければ・議事を開き議決をすることができない。前項の会議の議事は・出席してゐる者の過半数でこれを決し・可否同数のときは・議長の決するところによる。

但し・総会において投票を以て議決する場合は都道府県各一票とする。

前項の場合においては・議長は・その構成員として議決に加わる権利を有しない。

**第十一条** 本会に・会長・副会長三人・理事四十八人・常任理事十一

人・監事五人を置く。

会長及副会長は・都道府県町村会の長の中から総会においてこれを選舉する。この場合における投票は都道府県各一票とする。

理事は・都道府県町村会の長を以てこれに充てる。但し北海道においては三人とし・うち一人は長の職にあるもの・二人は町村長の職にあるものとする。

常任理事は別記の各地区より関東及び九州にありては二人ずつその他の地区にありては一人ずつ・当該地区内の理事の中からこれを互選する。

監事は理事の中からこれを互選する。

**第十二条** 会長は・本会の事務を總理し・本会を代表する。

副会長は・会長を補佐し・会長に故障があるときその職務を代理する。

理事は理事会において総会に提出する議案を審議するとともに会長の諮詢に應じ・重要会務に參與する。

常任理事は、会長の諮問に應ずる外、當時会務に參與する。監事は、会計を監査し、理事・常任理事及び監事会に出席して意見を述べることができる。

第十二条 会長・副会長・常任理事及び監事の任期は、二年とする。

前項の任期は、選挙の日からこれを起算する。但し、前任者の任期満了の日前に選挙を行つた場合においては、前任者の任期満了の翌日から、これを起算する。

前任者の任期満了の日後に選挙を行う場合においては、前任者の任期満了の翌日から、これを起算する。

前任者の就任するまでなお在任する。

補欠により、会長・副会長・常任理事又は監事となつた者の任期は、前任者の残任期間とする。

第十三条 役員はすべて無報酬とする。但し、必要に應じ実費を弁償することができる。

第十四条 本会に事務局長一人、参事、主事、書記各若干人を置き会

長がこれを任免する。

事務局長は、会長の命を受け、本会の事務を整理する。

参事は、事務局長の命を受け、事務を司る。

主事及び書記は、上司の命を受け、庶務に從事する。

第十五条 本会に政務調査会を置く。

政務調査会の組織、運営等に關する事項は、理事会の議決を経て会長がこれを定める。

第十六条 本会に、常設又は臨時の専門委員を置くことができる。専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から、会長がこれを選任する。

専門委員は、会長の委託を受け、必要な事項を調査する。

第十七条 本会に、顧問・相談役及び參與を置くことができる。

顧問及び相談役は、会長の推薦により総会の議決を経てこれを委嘱する。

參與は、会長の推薦により理事会の議決を経てこれを委嘱する。

**第十八条** 本会の経費は、会費・補助金・寄附金その他の收入を以てこれを支弁する。

会費は、都道府県町村会の負担とし、その金額及び分賦方法等は、毎年度予算でこれを定める。

**第十九条** 本会の毎年度歳入歳出予算は、会長がこれを調整し、年度開始前に理事会の議決を経て、總会に報告しなければならない。

本会の会計年度は、政府の会計年度による。

**第二十条** 本会の決算は、会長がこれを理事会の認定に附し、總会に報告しなければならない。

**第二十一条** この規約は、總会の議決を経なければ、これを変更することができない。但し、總会の議決により、これを理事会に委任することができる。

**第二十二条** この規約の施行に關し必要な事項は、理事会の議決を経て別にこれを定める。

#### 附 則

この規約は、昭和二十二年八月四日からこれを施行する。

この規約施行の際現に全国町村長会の所有する一切の權利義務は、現状のまゝこれを全国町村会に引継ぐものとする。

この規約施行の際現に全国町村長会の会長・副会長・理事・事務局長・参事・主事・書記その他の職に在る者は、この規約により全國町村会の会長・副会長・理事・事務局長・参事・主事・書記その他の相当職に選挙又は任命されたものとなし、任期があるものについては、その任期は、從前の全國町村長会会則による選挙又は就任の日からこれを起算する。

別記

地区別記

| 地区名 | 所屬                       | 都道府県 |
|-----|--------------------------|------|
| 関東  | 東京・神奈川・埼玉・群馬・千葉・茨城・栃木・山梨 | 東海   |
| 東北  | 三重・愛知・静岡・岐阜              | 近畿   |
| 北信  | 宮城・福島・岩手・青森・山形・秋田        | 北信   |
| 中四国 | 京都・大阪・奈良・滋賀・和歌山・兵庫       | 近畿   |
| 九州  | 新潟・長野・福井・石川・富山           | 北陸   |
| 北海道 | 鳥取・島根・岡山・広島・山口           | 中国   |
| 北海道 | 徳島・香川・愛媛・高知              | 四国   |
| 北海道 | 長崎・福岡・大分・佐賀・熊本・宮崎・鹿児島    | 九州   |

昭和二八年五月  
全国町村会

役員名簿

会長

千葉県

島村

長

白鳥

松

吉川

忠雄

大

利

繁

一

仁

卯

郎

忠

兵衛

三郎

義

三郎



昭和28年3月2日 発行

## 週間の動き

(自3月16日~3月22日)

## 來年度平衡交付金見込額

(至3月22日)

務員とする。  
などである。  
なお市町村教育委員会の存続をきめる具体的な方法について、改進党では市町村議会の三分の二の議決によるとして、右派社会党は住民投票によるべきであるが、左派社会党も改進党改定によって予算案が重大な修正を受けたが、警察法改定の実施時期を明らかにしなければ予算の審議を中止する旨の賛成派の声明を発表している。

二月十七日

改進党

特報

務員とする。  
などである。  
なお市町教育委員会の存廢をきめ  
る具体的の方針についても、改進党では  
市町村議会の三分の二の議決によると  
しているのに對して、右派社会党は住  
民投票によるべきであるとし左社もこ  
れに大体同調する意向であるが、これ  
は各派の文部委員の間でさうに検討す  
ることになつてゐる。

卷之三

# 來年度平衡交付金見込額 市町村基準財政需要増加額六・五

き  
（自一月二十六日）  
在中の島津邦長は十六日自本社電報で、(1)十五日第一回公式会談が行われた。(2)第一回の歸國は三月中にならう。(3)經濟的困窮者は海賊船まで旅費を援助する用意があるなど、(4)第五号軍艦を打電してきた。  
二月十六日  
六日行われ、フレガート艦一隻、上陸支援艇六隻が保安庁警備隊に引渡された。  
二月二十一日  
▽政府は二十一日の臨時閣議で恩給法一部改正案要綱を決めた。改正案要綱は昭和二十年二月一日から恩給の停止せられたいた旧軍人軍属に本年四月一日から恩給を復活するもので、これに伴い文官恩給支給方法も旧軍人と均衡をとるため改正を行つた。  
海外  
二月十七日  
▽アイゼンハウアー米大統領は十七日大統領就任以来初の記者会見を行い、(1)マルクス主義のよう規範條項を全面に廢止するのを考へてないといふ。(2)中共封鎖は未だ考慮中である等の八項目に亘つて所信を明らかにした。  
二月十八日  
マニール・インド首相は十八日議會で、アイゼンハウアー米大統領という名は出なかつたが、「世界の緊張が高まっているときに軍の指導者が政府の最高地位に就くことは危険である」と述べた。  
二月二十日  
△アイゼンハウアー米大統領は三十日議會に対し「第二次大戦中に成立した国際協定や了解事項の中でも、自由諸国民を奴隸化するため黙々と曲解された解釈や適用を米議會は大統領と共に」正しい認めないと宣言するよ

要額は別表見込単位費用に当該年  
の測定単位の見込補正後數値を乗  
た額のこと。市町村總体と  
ては昭和二十八年の見込差額財  
需要額は、昭和二十七年の見込差額財  
政需要額に比し概ね八。五%程度  
の増加が見込まれるのであるが、  
教育教材費国庫負担制度の実施  
より市町村部分小学校費及び中學校  
の基準財政需要額の九.〇%程度の減  
が予想されるので、この結果基準  
政需要額の見込見込額は昭和二十  
年度に比し六。五%程度に止まる  
ことになる。

なお、市町村において昭和二十八  
年度見込基準財政需要額を算定する  
当つては左の事項に注意すること  
見込補正後数値は測定単位の見  
数算定方法と同じ方法で算定し  
見込補正係数で補正するものとす  
こと。なおこの際既算補正係数算  
用いる該當市町村の現定単位は、昭和二十七年度  
における該當市町村の現地をそな  
用いるものとすること。

② 港湾費社会福祉費及び衛生費  
については測定単位が昭和二十八年  
から改正される予定であるが、一  
現行測定単位で単位費の算出さ  
正係数の改正とともに通知する予  
である。なお港湾費について  
船舶の出入り及び船岸  
延長の少い港湾についてば相当港  
費の基準財政需要額の減少が予想  
されるので過大見積とならないよう  
意すること。

③ 義務教育教科費の国庫負担制度  
に伴い義務教育教材費国庫負担制度  
として交付される額相当額が市町  
分小学校費及び中學校費に係る基  
財政需要額額中より減額される見込  
あるから小学校費及び中學校費の  
淮財政需要額の九.〇%程度減額す  
て算定することが必要である」と。  
教に係る単位費用は昭和二十八年  
度から見込費用に由来する

度者。し蟲で準付金突。注さるのは定補れ度に、に定るた正込。に年、と七財額費に義度準政じて度留

昭和28年3月2日 発行

自 治

④ 小沢佐重喜氏（自由）  
「諮問機関にすることは時期の問題  
であつて、この度一轍にそこえもつ  
てくことは無理である」

⑤ 田中弘志氏（自由）  
「ゆく／＼はあなた方の意見通りに  
なると思う、御要望の点はよく了解  
している」

⑥ 小坂喜太郎氏（自由）  
「義務教育費全額国庫負担法案を提  
出することは決定したが、教育委員会  
の方は現状のままでよいといふこと  
とは決定してない。私個人の考え方  
としては法律的見立てが行政擁護  
をもつて運営はないかとの立場で、そ  
問題を抱いている。教員は政治的には  
中立であるべきである。定員削減の  
問題については現状より低下しない  
よう努力する。とにかく諮問機関の  
問題は今のところ影が薄いと見られ  
る」

⑦ 佐藤幹事長（自由）

「実行運動班 千葉  
千葉県町村会長白鳥謙一郎、市原  
町会長鈴木益次郎、印旛郡町村  
長山崎時次郎、県町会事務局次  
長物語」

では実現するに時をかしてもらいたい  
いいたん出来た制度であるから今すらも  
ぐ詰問機関とするには政治状勢上も  
よつと無理ではないかと思う。  
町村長皆様の御要望は充分考慮する  
所望の御趣旨は承知している。善処  
下さい。  
**2 改進党**  
**先議要望**  
**野党共同提案**

先議要望

自 治 特 報

昭和28年3月2日

昭和28年3月2日 発行

補正予算に伴う起債枠

して府県毎に配分し個々の査定は県の裁量とした。なお災害補助事業は年度合は火災等臨時災害のもの方針である。

八国庫負担、十分の都道府県負担が行われるものとして算定されるものである。また財政收入額は地方財政計画上地方政府税収見込額を参考として算定した当該地方団体の税収見込額の十分の七に相当する額とする。なお、市町村の税収見込額は、地方財政計画上昭和二十七年度に比し総額において一四・八六五百万円の増収が見込まれており、特に宅地の平均価格において大都市三〇%、都市一五%、町一〇%、村五%の増加が見込まれる。等税収入の大半の増額が期待されているものであるから基準財政收入額の見積に当つても充分これらの方を考慮する必要があること。

三、普通交付金の見込額は、調整率が四%（昭和二十七年度においては一・九二%）を超える場合も予想されるので、（二）により算定した見込基準財政需要額の五六%以下の額から（二）により算定した見込基準財政收入額を控除した額以下に止めることが必要であること。

四、特別交付金については予算に計上しないことが望ましいが、仮に計上するとしても交付金総額が八百億円となつたことと併せ特別交付金の総額も昭和二十七年度一六億円から昭和二十八年度は六四億円で見積りなるものであるから、過大な見積りを行わぬよう特に注意すること。

| 行政項目 |   | 測定単位 | 昭和27年度     | 昭和28年度     | 増加率%  |
|------|---|------|------------|------------|-------|
| 医療費  | 人 | 人口   | 263,72     | 277,50     | 5.2   |
| 防護費  | 人 | 人口   | 144,20     | 153,00     | 6.1   |
| 道路費  | 人 | 人口   | 4,65       | 4,78       | 2.8   |
| 税金   | 人 | 人口   | 69,60      | 69,60      | 0.0   |
| 通航料  | 人 | 人口   | 16,77      | 17,24      | 2.8   |
| 港税   | 人 | 人口   | 6,20       | 6,29       | 1.5   |
| 港税   | 人 | 人口   | 6,23       | 8,80       | 41.0  |
| 港税   | 人 | 人口   | 46,153,00  | 31,339,00  | △32.1 |
| 港税   | 人 | 人口   | 699,00     | 778,00     | 11.1  |
| 港税   | 人 | 人口   | 23,307,00  | 25,934,00  | 11.2  |
| 港税   | 人 | 人口   | 85,658,00  | 91,643,00  | 7.0   |
| 港税   | 人 | 人口   | 965,00     | 1,036,00   | 7.4   |
| 港税   | 人 | 人口   | 32,170,00  | 34,565,00  | 7.4   |
| 港税   | 人 | 人口   | 125,258,00 | 131,243,00 | 4.8   |
| 港税   | 人 | 人口   | 7,368,00   | 7,800,00   | 5.9   |
| 港税   | 人 | 人口   | 65,57      | 76,33      | 16.4  |
| 港税   | 人 | 人口   | 40,50      | 44,70      | 10.5  |
| 港税   | 人 | 人口   | 11,552,00  | 13,363,00  | △83.5 |
| 港税   | 人 | 人口   | 2,981,00   | 2,973,00   | △0.3  |
| 港税   | 人 | 人口   | 98,35      | 103,30     | 5.0   |
| 港税   | 人 | 人口   | 5,685,00   | 6,050,00   | 6.4   |
| 港税   | 人 | 人口   | 3,268,00   | 3,540,00   | 7.7   |
| 港税   | 人 | 人口   | 116,00     | 126,00     | 8.6   |
| 港税   | 人 | 人口   | 7,00       | 7,00       | 0.0   |
| 港税   | 人 | 人口   | 95,20      | 95,02      | 0.0   |
| 港税   | 人 | 人口   | 11,61      | 11,96      | 3.0   |
| 港税   | 人 | 人口   | 63,11      | 54,52      | △13.6 |
| 港税   | 人 | 人口   | 353,58     | 396,39     | 10.5  |
| 港税   | 人 | 人口   | 95         | 95         | 0.0   |

を ので りおる千国 る場しア当し

県毎に配分し個々の査定は県の合は火災等臨時災害のもとした。なお災害補助事業は年度方針である。

国保予算編成方針

10. The following table shows the number of hours worked by 1000 workers in a certain industry.

# 補正予算に伴う起債枠

## 府県九五億・市町村二五億

| 賃 売 販     | 取 手      | 人 口   | 口 数 | 被 募 | 業 務 | 失 業 | 人 口 | 被 募 | 業 務 | 失 業 | 人 口 | 被 募 |
|-----------|----------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 5. 983.00 | 103.30   | 5.0   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 3. 268.00 | 3.540.00 | 7.7   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 116.00    | 126.00   | 8.6   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 7.00      | 7.00     |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 95.20     | 95.02    |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 11.61     | 11.96    | 3.0   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 63.11     | 54.52    | △13.6 |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 358.56    | 396.39   | 10.5  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 95.       | 95.      |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |

政収入額を控除した額以下に止まることが必要である。

四、特別交付金について

しないことが望ましいが、仮に計上するとしても交付金総額が八百億円となつた」と併せて特別交付金の総額も昭和二十七年度一六億円から昭和二十九年度は六四億円に減額となるものであるから、過大な見積りを行わないよう特に注意すること。

十七年度補正予算による地方債枠で五億円を充當しているので一般市町村分は三億、内訳は補正予算に伴う地方負担額は全額（国内体操場、農地、改良補助等）幾額を従来の公共事業に充當配分は市についで各市毎に多少財政力の差を考慮し税収の三〇%と地方負担額の比率を求めて最低三〇%から六五%までの充当率とした。町村においては補正予算に伴うものは同様全部充当、その他は平均充当率を出

して府県毎に配分し個々の査定は県の裁量とした。なお災害補助事業は年度

三、助成交付金の交付にかかるわざ前記一、二の目的達成のため原則として保険料（税）の引下げは行わないこと。

ついでこの機会に右の主旨にそつて強力かつ積極的な予算編成の指導に格別の御意を願いたい。

なお指導上特に留意すべき点はおおむね次のとおりである。

一、特別項目

① 助成交付金について

廿八年度においては三月十六日厚生省第23号「昭和廿八年度における国民健康保険助成交付金交付要綱」で通知したとおり各保險者に対する交付見込額を算定、その額を前記昭和廿六年六月十四日厚生省第7号通達に依る「予算編成の概要」に於て御参考して算定する。この助成交付金は廿七年度の扶助金五ないし三〇%相当する額が助成交付金として交付される予定である。右要綱の各算定方式によりその交付見込額を算定、その額を前記昭和廿六年六月十四日厚生省第7号通達に依る「予算編成の概要」に於て御参考して算定する。この助成交付金は廿七年度の扶助金五ないし三〇%相当する額が助成交付金として交付されるものでない、十分注意すること。

国民健康保険再建整備資金貸付金について

「国民健康保険再建整備資金貸付法

（昭和廿七年五月廿日法律第四十

四号の一部を改正する法律案）は

二月十七日保険第三五号「国民健

康保険再建整備資金貸付法の一部を

改正する法律案」は、二月十七日保

険第三五号「国民健康保険再建整

備資金貸付法の一部を改正する法律案」の送付についてで通知したとお

り、廿八年度において審議中である。

二十八年度の国民健康保険者の予算編成方針について厚生省では左の通達を發した。（保険第一号、二月十八日付、厚生省保険局長より各都道府県知事宛）

国民健康保険の保険者の予算編成に關する一般的な事項については昭和廿六年六月十四日保険第四七号通知（国民健康保険税ならびに会計上勘定創設に伴う財務の取扱いについて）で示したものとおりであるが、昭和廿八年度においても

して府県毎に配分し個々の査定は県の裁量とした。なお災害補助事業は年度

三、助成交付金の交付にかかるわざ前記一、二の目的達成のため原則として保険料（税）の引下げは行わないこと。

ついでこの機会に右の主旨にそつて強力かつ積極的な予算編成の指導に格別の御意を願いたい。

なお指導上特に留意すべき点はおおむね次のとおりである。

一、特別項目

② 海外トピック

バカルン三国同盟について

ゴスラヴィア、ギリシャ、トルコ三国の同盟條約については昨年來すつと懸念のまま話が進められていたが、最近遅く三国間で草書がまとまり、近くナルコの首都アンカラで三国外相間で調印の運びとなる由である。

重大なるものである。

一つにはバルカンにおけるソ連に対する強力なるトリニティがされることになる。

民主主義陣営においてはこの方面でソ連に対するいわば力の備えが欠けていたソ連圏をがつちりと包囲してどの地方に進出していった堅い決意を示すに当つて、バルカンに大きな抜け穴があつ

ることである。

この際はいろいろな意味においてある。

一つにはバルカンにおけるソ連に対する強力なるトリニティがされることになる。

民主主義陣営においてはこの方面でソ連に対するいわば力









昭和二十三年一月三十一日 第三編郎便物語社 昭和二十三年一月二十日印刷本

昭和二十八年二月一日發行 (毎月一回一日發行) 第三十卷 甲

三

The image shows a full-page advertisement from a Japanese newspaper. The layout includes several columns of text, several small illustrations or photographs, and several rectangular seals or logos arranged vertically on the right side.

**Top Right:** 重版!

**Top Center:** 帝国地方行政学会編

**Left Column (Top):** 財團法人 皇居外苑保存協会休憩所及事務所  
皇居外苑楠公銅像際

**Middle Left Column:** 財團法人 皇居外苑保存協会趣意書

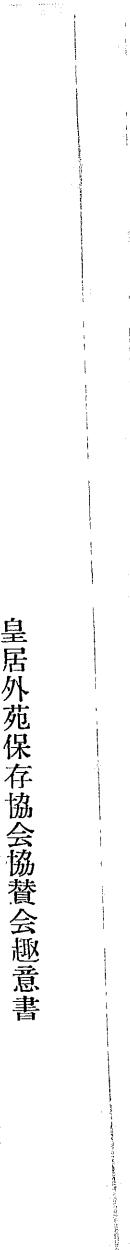
**Left Column (Bottom):** 東京都千代田区皇居外苑楠公銅像際  
財團法人 皇居外苑保存協会  
副会長 木下川一  
理事長 道雄郎

**Center Column:** 皇居外苑（二重橋前）は、從來皇室の御所有地でありましたが、終戦以来  
荒廃のまま、政府の管理に移りました。然るに、その修繕、維持、管理の現  
状は、國家財政の関係もあって、遺憾ながら極めて不充分な状態であります。  
國土の象徴として廣く海外にも知られ、且つ由緒ある地域として深く国民  
の敬慕する皇居前が、いつまでも戦後荒廃の姿のままであることは、我々の  
座視する能はざることであります。日々陸続として来苑する全国各地から  
の修学旅行団体、國連の将来をその双肩に荷うべき年少の人々、童顔に輝  
く無心のまなざしに接するとき、一刻も速かに、ここを塵一つとどめぬ清淨  
な皇居前とし、この國のいしづえを堅めたいと思います。

**Right Column (Top):** 加除式△五・三卷・一二〇〇円(実費)  
○国法編は文部省大臣房総編纂集  
○地方編は各都道府県教育委員会編纂集  
○登載件数が豊富で追録發行が迅速  
○常に新しい資料を提供しがも価格低廉  
○全国各学校で圧倒的な採用を頂いている  
○新刊!

**Right Column (Middle):** 東京都中央区銀座西七丁目・振替東京一三・一六一  
帝国地方行政学会  
加除式B六・八五〇頁・特冊五〇円  
加除式A五・五七〇頁・四八〇円

**Right Column (Bottom):** 全国町村会・御奨励による撫美堂  
町村吏員専用(地方公務員)  
合金合銀鑄仕上マーク及OFFICIAL金色  
中央のマークは各県の頭文字入となる  
価格￥180. 〒料￥20. 計￥200.  
町村長及吏員向き  
A製ニューシルバー記章純金色型  
B製赤銅台仕上  
価格￥230. 〒料￥20. 計￥250.  
諸官庁各会社学校・全国町村会・議会議長会議名印用  
東京都千代田区(麹町局区内)富士見町二ノ七  
上田製作所  
電話九段(33)四一三八三七七五番  
振替東京八二八四九番  
プレート・其他金属記念品製作



## 皇居外苑保存協会協賛会趣意書

終戦以来皇居外苑（二重橋前）の損傷荒廃の甚だしさは心ある人々を悲嘆ませ、又全国各地より皇居拜観に訪れる人々は皆これがかつての皇居前かと悲嘆する実情にあります。

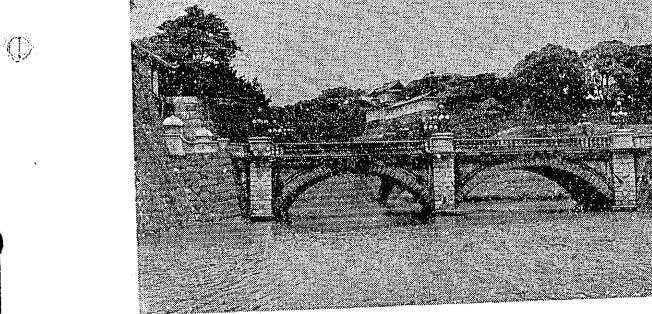
こうした状態を度視するに忍びずとして、財團法人皇居外苑保存協会が設立されまして以来徐々に回復に向い、昔日の面貌をとり戻しつつあります。この事業こそ然しながらなお今後に残された仕事は非常に多い現状にあります。

國民挙つて協賛すべき意義ある企てと信じ、ここに私共は皇居外苑保存協会協賛会を設立し保存協会事業の完遂を後援することになりました。

この事業は國民全体の眞心、國民全体の道義に服するものが多いた考えますので、今般國民の教養に資する優良圖書、殊に将来の日本を背負つて立つ児童のためには好ましい読物を提供すると共に、一般的には外苑の保護整備の思想を普及昂揚する役立つもの出版することに致しました。而してその収益は保存協会の事業資金に充てておりますから、何卒皇居外苑に美しい東が結びますよう御協力の程をお願い致します。

### 皇居外苑保存協会協賛会

本部　總裁　賀陽恒憲　電話　八二三一～八二三三  
支部　大阪、名古屋、福岡、仙台、富山、札幌  
　　北海道、千葉、東京、宇都宮、新潟、松本、長岡  
　　金沢、郡山、鹿児島、岡山、広島、高松  
　　福井、富山、佐賀、水戸、土浦



## 卷頭言

秩父の宮が亡くなられたことは洵に傷ましい限りである。新聞、ラジオが最大の紙面と時間とを割いて弔意を表し、御遺徳を讃えたことは、一年半前貞明皇后崩御の際の報道態度に比べて大変な違いで、正に隔世の感がある。昨年秋挙げられた立太子禮以來報道陣の皇室記事取扱方が急に變り、特に取材量の激増が目立つて來た。終戦直後外國元首の記事には敬語を用い、自國の天皇に對して敬語を使用せぬものがあつたばかりでなく、皇室關係の記事を載せるのは民主主義に反するとも思ったのか殊更にこれを軽く扱う傾きさえあつて、如何にも雷同的、事大主義的な我が國民性の缺陷をさらけ出し、眉をひそめることも屢々であったが、最近非常に大きく取扱うようになったのは、これも時代の流れの一つであろう。

昨年の夏ロンドンで日本の新聞を手にして、貞明皇后御葬儀記事を讀んだ時、占領下とは云ひながら國母の葬儀として餘りにもお粗末なのに暗然とした。若かりじ日、代々木葬場總門内で拜した昭憲皇太后御大葬の盛儀を思い浮べて、何となくお氣の毒に堪えなかつたが、昨年の一年余に當り大正天皇陵と並んで同型の東陵が竣工したのを見て貞明皇后も塵御満足であろうと明るい心になつた。昨秋來報道陣が依然皇室記事を重く取上げはじめ、中には眞實の埋め合せと見えるものもないではないけれども、從來のようく見るよりはよい傾向と云わねばならぬ。併しがら皇室をジャーナリズムの波のせ過ぎると知つて、鴻根そのごく危険が多分にある。この機會において舊態依然たる宮内廳の封建性を嚴誠すると共に、報道關係者の自重を促したい。（小島）

### 目次

- 全国町村会の足跡と  
都道府県、郡町村会  
の使命……………小島憲………4  
町村自治の振興について……………岸辰雄………26  
世界情勢……………法貫三郎………41  
地方財源論争と町村……………法貫三郎………44  
町村の指導者宇垣藤幸一郎………44  
地方ニーズ……………法貫三郎………47  
—3—

## 全国町村会の足跡と

卷之三

卷之三

自分のことを申し上げまして、はなはだ失礼であります。が、私、地方へ伺うたびに皆様には非常にござつかいになつておりますので、はなはだ高い席でいつも先礼なことばかりいたしておりますので、はなはだ高い席でございますが、ます第一に御禮を申し上げておきたいと存じます。今日お詫申しあげようと思つておりますことは、全国町村会が生まれました当時の事情並びにその後発展して参りましたからの最近のことは皆様十分御承知でありますので、主として戦争の起りましてこれまでのことにつきまして、私の知つております限りのことを中心上げたいと思つております。実は私、大正十一年に外国へ参りましたして、十三年に帰りましてから間もなく、全国町村会に政情調査会ができるからその方の仕事を手伝わんかという話がありましたので、が、ちょうどそのときにカリエスをわざわざ来て、富士見の高麗寮監所へおりましたので、すぐお受けができませんでしたが、其の後昭和三年の三月に本会の政情調査会に関係させていただ

労動権とは何か

いような労働権といふものはほんとうの権利とは言えないのではないか。これは一つの理想的な理念であつて、日本を初めその他の国においても人々であります。かかるべきだという理想的な理念を根本精神として認めたにすぎないものではなかろうかと思ひのであります。が、いずれにいたしましても労働権といふものは法の範囲内において行使すべきものであることは申し上げるまでもないのであります。そしてこの労働組合法によりまして労働権が認められておるということは、結局は労働条件の維持改善としつゝあるのであります。であるままで、労働権を行使いたします場合にはどこまでも経済闘争といたす以前からならなされなければならぬはずであるのに、最近の罷業等いうものを見ておられますと最初から政治闘争的な色彩が強い。こういった点を考えますと罷業権の範囲を逸脱しておらはないかというような気がいたのであります。これにつきまして西ドイツが今日五千万人の人口を持つておりますと、ことに東ドイツから西ドイツへ難民が続々とやつて参りまして、今日はその数が約一千万人以上るとさえいわれておるのであります。國土は従来の半分に減り、そこへ五千万人の人間が家もなく暮しておるのでありますから、もし日本であつたならばどういう騒動が起きておるか、勿論罷業のごときは次々に起つておらはしないかと思うのであります。が、西ドイツにおきましては労働時間一週間をわざく一週間は一時間づつ労働組合の方で延ばす、英米の実労働時間四十時間に対しドイツでは実労働時間四十八時間であります、またストライキは一切やらぬ小さいストライキはたまにあるようであります。が、全般的なストライキといふものは終戦後ほんとうのであります。このことがドイツをして非常に速かに復興せしめておる大動力となつておるのであります。前に比べて今日の生産がほとんど二〇〇に近い指數を持つておるのであります。一九三八年第二次大戦の起ります前年を一〇〇としてこの四月の初めにおいて一三九に上っておりますから、今年中には一五〇を超えるのはなかろうかと、うくらいにまで生産力が増強されておるのであります。生産力がこれまで増強されておるということは、結局罷業がないということは、労働者が祖国の復興のために全力を盡して、労働時間は延ばしても働くという祖國復興の意識があるからであります。この熱意は同時にドイツ民族の持つておるところの伝統といふものを引きつけて行こう。アメリカの教育使節団がやつて参りました。日本では一箇月か二箇月おいて、あの六・三制を含むところの学制改革案を指示して帰りました。日本ではなるほどこの勧告はよろしくいって、ほんと全面的に受け入れたのであります。が、ドイツでは、幾ら使節団が勧告してもドイツ人はそれをうのみにするだけがない。それで十日しかなくして大綱を示して、こんなことで済ました。よからう。いつたくらいで歸つて行ったのであります。ドイツ人はそれをほんと取入れない、やはりグレン・ソードの制度をもつて進んで参つております。この意気、この気魄があつてこそ今日ドイツがあれほど復興しておるのだとうやましく思つておられます。

きましてから、ずっといろいろなお手伝いといいますか、自分の勉強をさせていただいておるようなわけであります。もちろん学校が本務でありますので、一週間に一度くらいしかこの事務局には参りませんが、その間におきまして地方へ伺うたびにいろいろなことを七教へ頼んで、私も地方自治について多少の知識を深めることを得たと喜んでおるようなわけであります。

世界の対米感情

最近私が時に感心することは、新聞雑誌を見ましても、歐州を初め南北あるいは中東、至るところの国民感情をいかうものが、アメリカに対してあまりかんばしくない。ことにアメリカから最も援助を受けておる国々が、表面ではアメリカの援助を受けておりながら、腹の底ではアメリカに反してあまりよい感じを持つておらないということ、これは今までには新聞にもそろそろ現われておりませんでしたが、最近はどの新聞にも海外からの報道の中に、そういうような空気が露骨に現われておる通信が載せられております。これは著しくわれわれの目につくことでありますか、また一方におきましては、この十ヶ月にソ連の第十九回共産党大会に際しまして、スターリンが論文を発表いたしましたが、その論文の中で米ソ戦争の危険よりもっと先にアメリカとイギリス、アーリカと日本、日本とイギリスの間で争いが起るだろうというようなことを述べております。ほんとど時を同じくいたしまして、チャーチルが第三次世界大戦の危機は当分去つたといひような演説をいたしております。それ以来何たが世界中に平和感といたしますか、戦争の危機が大分先に延びたという一種の安心感が現われて参つてあります。このことはまことにけつこうではありますけれども、戦争といふものは、今までの戦争の歴史をいまして強く、感するところでありますか、両方の国でもつて、自分たちのところで新兵器を発明した、自分のところの軍隊は充実したといつて強がりを言つておる間は決して戦争といふものは起るものでは

は私が本会に關係いたしまして二十五年間の跡を見ましても、ここまでよく發揮したと思うくらいに驚く程發達發展して参つておるのありますから、もうこれからはぞう骨を折らずともわれらの理解とするところまで進み得るということを私はほんとうに信じております。

全国町村会誕生以前

全国町村会が生まれましたのは、第一次大戦後もなくであります。ですが、その第一次大戦のころまでの日本の町村のありさまを見えますと、町村が活動をするために基本財産の收入といふものがあるとならなければならぬ。財産收入、手数料、使用料といったようなものをもとにして、収入としうものは基本財産收入の補完的な意味でやるべきだ、無税の町村になるのが理想的であつて、無税の町村になるためには基本財産をどこまでも持つて行かなければならぬといふのが、その当時の町村に対するところの自治の基本概念であつたのであります。そして私金といふものは戸教課と国税の附加税、それに各種の独立税といつたようなものがあつたのであります。が、明治二十二年に市制、町村制が發布になりましたから第一次大戦のころまでは大体その方向に進んで参つたのであります。しかし第一次大戦の際に日本の経済界が一大飛躍を遂げました結果、こゝに税源について非常な変動が起つて参りました。これは国でも同じでございますが、從来日露戦争ころまで地租が一番国税として大なるものでありまして、地方税としては地租附加税が一番大事

1

ありますから、もうこれからはそり骨を折らずともわれくの理解するところまで進み得るということを私はほんとうに信じております。

### 全国町村会誕生以前

全国町村会が生まれましたのは、第一次大戦後間もなくであります。が、その第一次大戦のころまでの日本の町村のありさまを見ますと、町村が活動をするためには基本財産の收入、いうものがもとにならなければならぬ。財産收入、手数料、使用料といつて、それをもとにして、収入と、いふのは基本財産收入の補完的な意味でやるべきだ、無税の町村になるのが理想であつて、無税の町村になるためには基本財産をどこまでも持つて行かなければならぬといふのが、その当時の市町村に対するところの自治の基本概念であつたのであります。そして税金といふものは戸數割と国税の附加税、それに各種の独立税といつたようなものがあつたのであります。が、明治二十一年に市制、町制が公布になりましたから第一次大戦のころまでは大体その方向に進んで参つたのであります。しかるに第一次大戦の際に日本の経済界が一大躍進を遂げました結果、こゝに税負について非常なる変動が起つて参りました。これは國でも同じでござりますが、從来日本は戦争のことは地租が一番国税として大半なものであります。が、地方税としては地租附加税が一番大事

市の方は所得税がずんぐる増すが、町村の方は経済の発展につれて税收入がそれに比例して多くならない。しかも御承知の通り大正二年といふ今は今までの間ににおいて一番不景気の年であります。露戦争後今日までの間に昭和五、六年の不景気の年がありました。が、しかし実際においては大正二年が一番不景気であったのであります。明治三十一年七月の日本銀行の調査の物価指数を一〇〇にして、大正三年にはこの一〇〇を割るといった程度にまで物価が下りました。ことに農村の不景気といふのはお詫びにならなかつたのであります。もしもあの時に今の大分、らい大業の勢力が押しでおつたならば、おそらく内乱でも起つたのではないか、革命でも起つたのではないかと思われるくらいであります。が、その当時はまだノーゴー古い官僚民衆の風が残つておらずしたばかりでなく、日露戦争の夢がまだ現めませんでしたので、古い意味の忠君愛國熱が残つておりましたので、それで農村では言いたいことを言わずにしつとがまんをして、それで騒動にもならなかつたのであります。この大正二年のあの不景気などと農村は一体どうなるのであるか、どうにもこれはしがたがないと思つております。大正

て大作なものでありまして、地方税としては地租附加税が一番大事

ございません。なりを請めて不気味な黒黒が絶してお口も一  
うの戦争が突然するというが、今までの戦争が起つたときの実情  
でありますので、われ／＼はそういうことを考えてみますと、上は

どしつかりしませんとそり無條件に安心してばかりはおれないのです。あります。

三年の六月にサラエヴォの一角でオーストリアの皇太子、同妃殿下が刺され、ヒルビアの青年が一瞬のうちに倒しました。これを動機としまして、ヒルビアの青年が一瞬のうちに倒しました。これを動機としまして、大正三年の七月からここに第二次世界大戦が勃発いたしたのであります。

この大正三年には経済界に対する戦争の影響といふものは日本にまだあまりやって参つておません。大正四年の上半期は普通であります。が、下半期に入りますと俄然日本の経済界が活躍し始めまして、農村でいろいろなものをつくりますと、それが羽ばかりでなくアメリカなりカナダ、洲あるいは歐州各国へすんくられで行く、豆をつくれば豆成金ができます。蓮荷をつくれば蓮荷成金がでます。米の値段がだん／＼上つて、今まで不景気がどん底に陥つてきました。町村の青年が意に景気がよくなつた。しかしそれは町村民の青年がよくなつたというだけのことでありまして、地租その他の税源につきましては、町村における税額はぞう膨脹しておらないのです。そのうちに物価がだん／＼上り、今まで綿の肩物と肩だらけのない農村の青年が、その当時ようやく頭を持ち上げましたところの俗にいう足利大島であります。綿と木綿のまぜ綿の足利大島が全国的に広がりました。そしてちりめんの兵児帶をし、足利大島と着る青年が農村にも日を経つて行つたのであります。そこで農村の青年が、そのまま青賣するというような、また美しい間に、その田の秋を経て、農村の景気というものは都市に比べるとそれでもながつたのであります。

かうそりまでは町村長と

いでの、自分が政黨を組織するか、そうでなければ自分のあとに  
は憲政黨の首領であるところの板垣、大隈に内閣を組織させていた  
が、大隈の反対できました。翌日再び御前会議が開かれまして  
で、遂に伊藤の意見通り憲政黨の首領である大隈、板垣に大命が下  
るということになりまして、ここにわが国最初の政黨内閣ができた  
のでありますから、旧進歩党、旧自由党に対する大臣のいすの割当につ  
いて、自由党が非常に不満がありましたて、その上に内閣組織の際  
にあたって、政黨内閣に対しては陸軍大臣は出るなといづら強硬で、陸軍では  
な態度を、特に第三次伊藤内閣の陸軍大臣の桂が強硬で、陸軍では  
後繼内閣がもし政黨内閣であれば、次の大臣は推薦しない、いづら態度  
度をとりましたので、内閣を組織することができない。それを明治天皇  
が陸海四大臣をお呼びになりましたて、お前に二人任せよとおつしや  
つしやつて、明治天皇のお声がかりでもつてようやくこの内閣は成  
立したのであります。でありますから陸軍は最初から政黨内閣をつ  
ぶそつぶぞうと考えておつたのであります。そのようなわけで内  
閣はできましたか、わざか四箇月でもつて瓦礫いたしております。  
そしてその後長い間政黨内閣というものを見ることができなかつた  
のであります。

すか、あまりに農本化が進んでいたから、必ずしも農業の立派な時代がやつて参りました。農村の生活程度というものは急に高まつて参りました。しかししながら一方町村財政といふものはこれに伴つて決して膨脹はいたしません。財政は膨脹いたしましたが、歳入がこれに伴つて膨脹いたしません。農村財政はどうにもならぬ。その当時にちまつとして、今日とほつたく、世が違ひ、町村長は文字通り名譽職でありましたので、月給を出すことができない。そのかわり報酬は出していいことにになっておりましたのが、全国に一箇年百円、二百円といったような町村長が多かつたのです。そういふよろくなきびしまで大正八年、九年までの間に町村で一箇年の予算が一千万円を越えるものは数々たるものがありました。二千円から三千円で、その二、三千円のうち七、八割まで義務教育費を使つておった町村もありまして、これでは町村財政はどうい立ち行かない。そこで義務教育費を国庫負担に持つて行こうという考えが全国的に起つて参つたのであります。

第一次桂内閣が倒れましたが、そのあとを引受けた第一次西園寺内閣は、政友会主導としての西園寺が内閣組織の大命を受けたのだといって、決して政院内閣ではない、という建前をとつております。第二次西園寺内閣では、西園寺個人として内閣組織の大命を受けたのだといって、決して、西園寺個人として内閣組織の大命を受けたのだといって、決して、西園寺内閣ではありません。こういうふうなわけて政友会としましては、ほんとうの政院内閣をつくりたいといひ希望に燃えておつた。そこで大正七年の十月に米騒動のあとを受けたてて寺内閣が辞職いたしましたして、そのときにわが国最初の半民経理大臣をいたたまくところの原政友会内閣が生まれたのです。原政友会内閣では、特に当時のデモクラシーの思想をきめめて慎重しまして、地方分権の実を上げなければならぬというので、地方制度につきましては相当の考えを持つて進めたのでありますましたが、何分にも義務教育費の重圧のために、町村はどうとも身動きはないのといよほどの状況であります。大正七年に市町村義務教育費国庫負担法が公布されましたして、国庫から一千万円の支出を見ましたが、それくらいのことでは到底町村財政の窮屈を救うことが出来ずでしたばかりか、大正六年から九年まで三年の間に全国の小学校費は三倍になりました。そこで義務教育費国庫負担の増額運動をなすには全国二千一千の町村長が結束せねばならぬと云うことになり、また当時の内務省におきましても内閣の方針に従いまして、町村長の結束についてはできるだけの援助をしようということで、ここに全国町村長会が生まれたのであります。そして義務教育費国庫負担額は大正十二年に四千万円になり、その後も年々増額の運動を續けてある程度戦争直後そういう声が起つたのでありますし、そして第三次西園寺内閣のときでありますから、内務大臣が郡制廃止案を出ししまして、衆議院は通過しましたが貴族院で振りづぶしに会いました。貴族院を通りませんので、ものにはなりませんでしたが、そういう歴史を持つておるのであります。町村長の方がだんく強、つて参りますと、郡役所の監督といふものは屋上屋を架するもので、地方自治の発達の上にあけるがんであるといつて、ここに大正十二年の郡制廃止ということになりますと、この郡制廃止も全国町村長会の活動が相当力を与えておるのです。しかしながら當時郡制を廃止はいたしましたが、郡役所は依然として残つておつたのであります。これは何にもならぬ、自治体としての郡制は廃止になり、郡会ももちろんなくなつたが、郡役所は元の形のままで残つておつたのではなく同じことであるといふので、これまで猛烈な運動をしまして、大正十五年に郡役所廃止となりましたとして、府県知事が直接監督するというところまで持つて行つたのであります。

このように今まで町村長会といふものがなかつた時代には、全国的な運動をすることができます、またそういう機会もありませんでしめたが、全国町村長会が生まれましてからは、肩をそろいう間に運動を起しておきましたところ、大正末期から昭和に入りますと、ここにまた／＼第一次大戦後の不景気が、しかも深刻な不景気が襲つて

成功して行つたのであります。ところが大正十二年に郡制が廃止になりました。御承知のように郡制は明治二十三年に府県制と同時に発布になつたのであります。が郡は微税権をもつておらず、また公選議員による郡会はありませんが、郡は課税権を持ておりません。管下の町村に分賦金を課しておられました。この課税権のない地方公共同体として認め得るかどうか、これが始終問題になつておつたのであります。その上に一重監督というものは時代の進歩とともに不必要であるといふ声がどんどん強くなつて参りました。明治二十一年に市制、町村制が施行になりましたときに、全国に七万五千の町村があつた。これが一万五千に合併をいたしましたが、町村の力は弱いし、また町村制の運営に当りましても未熟なところがあるというので、そこで郡役所の指導を受けなければ上分町村制を運営していくことが不可能なといふ、いろいろな事情もありましたので、それで郡長といふものは町村長に対しても相当の威力を持つておつたのであります。よい意味で来说は郡長、郡役所によりまして、日本の地方自治がある程度軌道に乗つたということでもできましたようですが、また他面におきましては、郡以下郡役所の官吏の指導がなければ町村長は仕事をなし得ないといふような面もありまして、そして第一次に郡長の監督を受け、第二次に府県知事の監督を受ける、その上記債とが税という問題になりますと、ことに制限外課税といったようなきわめて小さな事務的な問題まで、内務省へやつて来る。内務、大藏両大臣の許可を受け

いわゆる減反問題という今まで起つたのあります、もちろんそれに対しまして全国町村長会は反対をいたのであります。工場における搾業廃縞ということよりも、ストップが多く過ぎるから一時機械を動かさずをやめようということは、需要が増して来ればいつでも機械を動かせるものであります。しかし農産物は少くとも数箇月、一年近くの時日を経過しなければ生産ができるものであります。今米が安いからと、うので作付け反別を減らし、そのうちに飢餓であつたらどうするかというので、辛いにしてこれは実現いたしませんでしたが、しかしそういうような空気が非常に強かつたのであります。

東京清一の書

では、いや郡役所の復活ではない、地方事務所というのはまつたくの町村と府県との連絡機関であつて、全然郡役所の復活ではないのだというので、それならしかたがない。當時の一般的な空気ありますして、しばらくながら、地方事務所の設置に反対の態度を改めたのでありますしたが、その後の模様を見ますと、地方事務所がたん／＼いろいろな仕事をもつげまして町村役場へ押しつけて来る、すいぶんやつかない面が多く出て参つておるのであります。もしあの当時今日くらいの各府県また各郡に町村会の事務局がありまして、手がそろつておったならば、地方事務所をつくらなくては郡の町村会事務局で十分事は足りたと思うのでありますか、悲しいかな終戦に至りますまでは、事務局が余り整備されておりませんでした。事務局ともいひませんで、全国町村長会初め各府県の町村長会の実際の仕事をやつておられる職員の中心は主事と申しておりますので、その主事も大多數の府県では地方課の属官が主事を兼ねるといったようなところが多かつたのであります。また県の事務所も会長の地元の町村役場に置かれたるといつたようなものもありまして、専任の職員を持つたところはごくわずかであつたのであります。また東北のある県のごときは、会長が不在となる、会長が事故あるときには地方課長が会長の代理をするといったふうで、地方課の先駆機関のようになされわれた時代があつたのであります。そして町村長会の事務局の職員に対しましては、まつたく低い目で見ておりまして、今日のように重く見るといつづらなことはなかつたのでありますて、もしも地方事務所ができたときに、今までに至らなくても、もう少し整備さ

どうしておつたか。それは朝鮮から多いときには千万石、少いときでも八百万石程度の朝鮮米が入つて参りました。畜産経営の時代に朝鮮蓬萊米増産計畫を立てまして、それが成功して、朝鮮米が千万石近く毎年入つて来る。そして台湾米が台湾米は熱帶米でありますから、熱帶米でなく日本の温帯米の種を向うへ持つて行きまして、いろいろ改良をして、内地人の口に適するような蓬萊米をつくりまして、その蓬萊米を年々四百万石から五百萬石移入しておつたのであります。この千五百万石の米が年々入つて来ておりましたので、毎米穀年度一千万石以上の米を翌年度へ繰越して行つたのであります。ですから現実に内地にある米は余つておつたのであります。従つて農村がこんなに不景気になつたのは米の値段が安いからである。米の値段を引上げるために深川の仓库に積んであるところの米を東京湾に捨てる、そして作付け反別を減らし、これが議会の問題になりました。そして東京湾に米を捨てるといふようなことが議会でまじめに論議されるというような状態であつたのであります。

かくらな時代にわざまして、農村財政といふものはますくひどくなつて参りました。そこでノックやイギリスに地方財政調整の制度がある。それまでは特定の事務に対するところの国庫補助はありましたが、全面的な財政調整のための国庫補助金という制度はなかったのであります。農村のこの窮屈を救うために、農村負債整理組合をつくつてます四十倍の負債を整理することが第一、それから町村財政を調整するがために相当の国庫補助金を出してもらいたい、こういうような要望が町村の間に起りまして、その当時内務省の地

れでござつたら、地方事務所を設けなくて、十分郡町村委会でその仕事はできらうにござまだに惜しくてしかたがないのであります。

共済制度の発足

こういうわけで終戦に至りますと、いよいよ活動発展では、なかつたのであります。幸いにして、また事務局が始まりましたので、財政的にも相当悪まれるようになつたのであります、私がこの会の政務調査会に關係いたしましたときに、後に本会の事務局長になりましたが、その当時まで書記でありました松村茂夫という人が、ましめな人へやりましたが、その人が実際の仕事をするから私は政務調査会の主任として名前で一月間に一度くらい出てくれるということです。当時新宿の三光町の中央報徳会の二室を借りて事務局があつたのですありますが、そこへ行つてみますと、主事が一人と、会計の書記と、政務調査会の書記と、それから雇ひの人が一人くらいおりましたか、全部で五六くらいの人で全国町村長会の仕事をやつておつたのであります。その政務調査会で松村書記が何をやつておつたかと申しますと、机の上に山のようだたくさん書類が積んであります。これは何かと聞きましたら、町村有建物の調査などと言つておつたのです。つまり町村有建物の火災保険を始めようといつて、全國的に調査をしておるということでありました。私は從来から間易保険の成績を見まして、また第一次大戦中に戦時の船舶の保険を見ても保険会當でちよつとやりましたが、その船舶の保険の成績を見ても保険

ができたのでありますて、もう一齋先生は先ほど申し上げまし  
ょうに、府県の町村会が府県廳の仕事をし、地方事務所の仕事を理  
の町村会でりつばにやつて行ける、りつばにやつて行けるどころか、それ以上の仕事がやつて行けるということを私は強く信じてお  
るものでございます。

日本の地方自治の運動の大体の傾向といたしましては、本会が  
されました初めから自治権の拡張ということを盛んに言つて来たのであります。また、自治権の拡張ということは、一面からいえば議決機  
関の権限拡張だということは、明治から大正、昭和の初めにかけて、ま  
つと行われて参りました。町村制改正のたびごとに議決機関の権限を  
拡張がすつと行われて参りました。またそのころになつて選舉権の  
拡張といふこともすつと行われて参つたのであります。それが昭和四  
年で、あつたかと思いますが、そのときの改正を「転換」といたしました  
して、議決機関の権限の拡張がとまりました。それよりむしろ議  
決機関の権限を縮小して、執行機関の権限を拡張するという方の  
づつと向いて参つたのであります。もちろん戦争中は、さうでござ  
りましたが、終戦とともに、議決機関の権限が非常に広げられ  
たのであります。従いまして、今日では議決機関の権限が激しく増  
張せられた結果としまして、議決機関の構成員のうちに議決機  
関の万能という考え方——この考へは決して馬鹿考へではありませんけ  
ども、しかしての考え方が行き過ぎまして、権限もないのに議決機  
関の面にまで立ち入るというふうな弊害が至るところにおいて行  
われておることを見るのであります。

### 事務局職員の責務

す。「うう」一つの点を見ましても、皆様のお力によつてそういう  
ような点を啓蒙していただきたいのであります。

事務局職員の責務

今日府県の会長、あるいは郡の会長とか、あるいは中央の会へ出でてこられる町村長はどなたもりばな方であります。すぐ大臣にしても動まる方はかりであります。けれども二万町村長中には実際的な地方自治がどういうものであるかということについて十分の理解のない町村長もおありになり、ことに議員に至りますては、やみで少し金がもうかつたからひとつ議員に出てやろうといったようなことで議員に出ておる人もないではないであります。実際地方自治について理解を持たない人が多いであります子供があるのですあります。また地方事務所をあらざまにあんなものは無用の長物だと言つていらしながら、実際地方事務所へ行つてみますと課長その他の課員に対し、ベニヨンと頭を下げなければ実際仕事ができないような人もおいでになります。府県、郡等の町村会の幹部になる人々はそれはよくわかつておいでになりますが、そうでない方のうちは、地方自治のイロハから手ほどきとして行かなければならぬいような方もおられるとは私は思うのであります。そういう方を指導していくだけのは結構貴様であります。指導というとしからるかも知れませんが、どうり言葉を使おうとも、實際において皆様の指導がなつからうまく行かない面が相当多いであります。こういう点から考えましても、単に系統町村会の職員というような

事業といふものは決して損か行かないということを知つておれば、それで、それはいい、どうしてもやりたい、というので、それからはいろいろ、研究してみたのであります。が、保険業法をたてにとりまして、大蔵省はどうでもうんといつてくれない。どうくこれは自家保険でやるがよい、赤十字社で自家保険でやつておるから、これ学校や役場は各町村有の建物になつております。本部の建物になつておらぬから、自家保険は不可能だということにきました。そのとおりますので、それで自家保険ができる。しかし全国町村長会ではありますので、そこで保険会社から手数料をとつて本会で事務を行つておひまして、そこで保険会社から手数料をとつて本会で事務を行つておらぬから、自家保険は不可能だということになりました。そのときには実にがつかりしたのでありましたか、それがだんく実を結びまして、そこで保険会社から手数料をとつて本会で事務を行つておらぬから、自家保険は不可能だということになりました。そのときには非常に重く見られるようになつた。そこへ皆様のよくな能な方々が職員として一生懸命やつていただきたのでここまでおし上ること

す。こういう「一つの点を見ましても、皆様のお力によつてそういうような点を啓発していただきたいのであります。

### 事務局職員の責務

今日府県の会長、あるいは郡の会長とか、あるいは中央の舎へ出でてこれられる町村長などなたもりつぱな方であります。すぐ大臣にしても動まる方はかりであります。けれども一町村長中には實際まだ地方自治がどういうものであるかといふことについて十分の理解のない町村長もありになり、ことに議員に至りますては、やみで少し金がもうかづたからひと議員に出てやろうといったようなことで議員に出ておる人もないではないであります。實際地方自治について理解を持たない人も情けなくござりますが、あるのであります。また事務所をあしづまにあんなものは無用の長物だと言つておりながら、實際地方事務所へ行つてみますと、課長その他の方に対する、ベニス、頭を下げなければ実際仕事ができないような人もおいでになります。府県、郡等の町村会の幹部になる人々はそれはよくわかつておいでになりますが、そうでない方のうちには、地方自治のイロハから手ほどきをして行かなければならぬ、いような方もおあります。私は思うであります。そういう方々を指導していくたぐのは結局皆様であります。指導といふことしかられるかもしませんが、どういふ言葉を使おうとも、實際において皆様の指導がなかつたらうまく行かない面が相當多いのです。

こういう点から考えましても、単に系統町村会の職員といふような

立場ばかりでなく、地方におけるところの指導者として特に町村の自治に關係しておる人々に接觸される機會が多い方々でありますから、常にそれの人々を指導するという立場でもつて仕事をしていただきたいたいであります。この事務局というものは単なる事務をとるばかりではありません。根本の方針をきめるのは、全員以下役員でありますようけれども、その根本の方針を立てる基準を作るのは事務局の仕事なんです。事務局のために役員が傀儡となるということはおもしろくありませんけれども、事務局かしきりしておつたら、事務局の立てた方針というものは実にりつけなもので、役員といえどもそのりつけな方針を自然に用いなければならぬということになるのであります。ことに会の性質が、会長などがその事務局に常勤をしておられる会ではあります。これは全国でも府県でも郡でも同じであります。自然その中心の職員が一番大事なことになることは申し上げる迄もないのです。まして、ときには役員を勧めなければの氣魄を持つなどいうことが大切であると思ふのであります。しかし事務局員である以上は政治的に活動するということは問題であります。全国におきましても事務局は絶対に政治的に活動してはいかぬ。ことに会員選挙、役員選挙等には常に厳正中立の態度をとらなければいかぬということをわれ／＼は常に心がけでおりまして、決して政治的に動くべきではありません。しかし事務的に事務局で二つの方針を立てたら、役員がこれはよい方針であるとして自然にそれを用いるよう仕向けることが大事であります。単に命ただこれに従う、ただ言われた事務を机の上にとれべいいということ

日本人の根性

でないことは、私が申し上げるまでもなく貴様十分お考へであらうと存しますが、結局日本の地方自治は皆様の力によつて動いたのである。ということになるわけでありまして、それだけ住事が非常に楽しみのある、前途に光明の輝いた仕事であると私は固く信じておる者であります。

が、すつと今まで流れております。しかしながら一面におきまして、日本は神國だ、世界で一番い国なんだという一種の國体派がある。そういう國粹的な考え方ある時代には強く現われまして、それが行き過ぎてうぬぼれになり、何でもかんでも、自分で持っているもの、日本にあるものはどんな悪いものでもよろしい、日本本来のものは何でもよいかりでなく、外國から来たものは、どんなよいものでも悪いとして排撃する。こういう性質も持つてゐるのであります。

この二つの極端な動きが始終対立しておりますて、ある時期には開國進取、外國のまねをする、ある時期には外國を排撃する、こういうような動きが、今日もなお存在するのであります。日清戦争の起るころまでは、日本は三等国、四等国であり、治外法権が行われておつて、領事裁判が行われて、日本の国内に殖民地のようなものがある、外國の居留地がある。そこには日本の警察権は及ばない。ちょうど今駐留軍との間に問題を起しておりますが、あいつたようなことが、政安の仮條約以来、不平等條約でもつて通商航海條約が結ばれておりましたので、何とかしてこれを対等の資格において、つまり日本が他の一等国、二等国と同じように、一日も早く三等国、四等国から一等国、二等国にまで上らなければならぬ。それにはまず形を整へなければならない、こういう必要に迫られまして、法律、制度、というものと外國のものを持つて參りまして、そうして外國のまねをしたのであります。それからまた洋服を着ることを奨励する、形だけでも外國と同じようにしようとい

のあります。これはその当時の政府としましては、やむを得ない事で、明治二十年前後のあの電報館時代のようなダントン空氣の時代で、ただ外国のまねをするべきだなどいうようなことを解されずに、ただ外國のまねをするべきだなどいうようなことで、やつて参ったのであります。辛いにしてこのころから、これではかぬ、眞の日本精神に目ざさなければならぬというような空気出て参りました。そうして教育勅語が發布になりました。この教育勅語といふものは、天皇を道德の中心とする理念に基いたものであります。それで、今日の憲法の精神からいいますと、はたしてよいか思ひません。かくいうことは問題であります。一千年という長い間藤原氏とか平氏、源氏、北條、足利、徳川といふように、天皇が實際に治して、直接政治をされたことはない。それが明治維新と同時に天皇が復活をした。その上に天皇は現つ神父、信仰の中心である、国民道徳の中心である、こういふように何よりも天皇を持つて行つた天皇を中心とした。このことが、よかつたかどうかといふことにござります。今度の敗戦の苦い体験によりまして、いろいろ問題であります。ともかくも明治三十三年に教育勅語が發布になりましたが、天皇が国民道徳の中心である、この国民道徳の中心である天皇を中心とした。この天皇の勅語をもとにして、国民精神を統一しなければならないとの方針の下に、人體その国民精神が統一されたときに日清戦争がありましたが、これが國民一般にはその眞理がわからぬ日本が、當時の日本としては、さわめて貧弱な日本であつたこの小国が、當時に勝つことができたのであります。日清戦争の際に、

当時の予算は一箇年約七千万円程度でありましたのが、日清戦争が始まると、広島の大本営のもとにおきまして臨時議会が開かれまして、その臨時議会で一億五千万円の臨時軍事費予算が可決になりました。

それで自由党、改進党と政府とが常にけんかをしております。それまで自由党、改進党と政府とが常にけんかをしておりまして、第二帝國議会ですでに解散になつておひまし、日本がよいと思つておひましが、今度は日清戦争で勝ちまして、非常に自信を強めまして、日本なくということになつた。そうしておひまして、第三帝國議会ですでに解散になつておひまし、日清戦争前に二回も解散になつております。解散に次ぐに解散をもつておひましたのに、いよいよ戦争が始まつてみますと、わずか五分間でもつて一億五千万円といり、わが国におきましては空前の大予算を可決したのであります。続いてその年の暮れに広島において開かれました通常議会におきまして、「一億円の追加軍事予算を可決しまして、二億五千万円で日清戦争をやる予定であります」ところが、二十八年四月に下関條約が締結されまして、正味一億五千万円のうち、五千円は特別会計から繰入れ、それが輸越金等によつてまかない、一億円を公債募集でまかなつて、あります。つまり二億円公債を募集するという予定でありますので、その半分の一億円だけで戦争は終つたのであります。そこで際に「文も増税をしておりません。一文も増税せずに」、一億五千万円の金を使つて、賃金は二億五千万円これに遼東半島を返しましたので三千万両、都合三億八千万両、これをロンドンのイングランド銀行の手で受け取りましたので、日本の金に直しますと約三億五千万円であります。三億五千万円の賃金をとりまして、その上台湾、澎湖島をとつた。戦争というものは儲るものだということが、日清戦争に

よつて国民の頭にこびりついたのであります。でありますから、日清戦争の前まで、明治二十年ころまで、何でもかんでも外國がよいと思つておひましが、今度は日清戦争で勝ちまして、非常に自信を強めまして、日本なくということになつた。そうしておひまして、第三帝國議会ですでに解散され、大沽砲台を攻めて、白石大尉の率いる海軍陸戦隊が先登第二にイギリス、アメリカを追い越して、大沽砲台に日の丸の国旗を立てた。これで日本人は急にえらくなつて、もうこれでもう世界の一等国にまでなつたのだと思つておひました。

#### 日英同盟 当時

ところが、その当時ヨーロッパにおきましては、ドイツとオーストリアとイタリアの三国同盟と露佛同盟とあつて、にらみ合つてゐる。勢力がほほ併存しておりますがために、戦争にはならず、ずっとにらみ合つてゐる。イギリスだけは名誉の独立と称しまして、どの国とも同盟をしなかつたのであります。しかしドイツのウイルヘルム二世が軍艦をどんどんつくるようになりますと、イギリスは伝統的な海軍政策をいたしまして、自分の國の次の世界第二位の海軍力の二倍の海軍力を持たなければ、七つの海上に散在する領土を守ることができないというので、それまでフランスの二倍の海軍力を常に持つておひたのであります。そのうちにドイツがどんどん軍艦をつづつて參りましたので、たまたまのうちにフランスよりも下位の方が海軍力が強くなつた。このドイツの二倍の海軍力を

持つていうことは、当時のイギリスの財政をもつてじては、どうでない不可能であつたのであります。たゞ（伊藤博文が）ロシアと手を握る方がよろしい、いりで、できれば日露同盟をやうりといり下心をもつて、第三次伊藤内閣がつぶれますと、欧洲へ遊びに行つたのであります。が、その際に露国の当時の首府ベテルブルクで露国の總理大臣あるいは外務大臣と会つて、日露開港の下相談のようなことをやりましたが、これは朝鮮の鴨緑江の問題でなつてしましました。朝鮮の問題については、明治の初めから、常に日本としては露国との間にいろいろな交渉を續けて来たのであります。いよいよ最後になって露国の方で、朝鮮全體は日本にまかしていい、しかし鴨緑江だけは――今持つてあるウラジオストックとしても、まだ租借をしている旅順にしても、どちら十分でないから、朝鮮全部は日本にまかすが、ただ鴨緑江だけは露国にくれかといひので、この二点でもつて、鴨緑江をとられた朝鮮全部まかされても日本は立派あるといひ、こういう一点がどうしても妥協が成りませんで、遂に日露開港はおやんになつたのであります。これを知つたイギリスの外務大臣は、もしも日露開港ができるだいへんたといひので、当時ロンドンにおりました林公使に対して、日英同盟をやつたらどうかといふことを持ち出して、また日本の時の内閣は日英同盟よからうといふようなことで、意外に早くこれがきました。それで、名譽の孤立と稱して三国開港、露佛同盟に対して、たゞ一国でもつてがんばつておひまつた世界第一の文明國であるイギリスと同盟を結ぶことになつた。日本はここに、二等国にはまだ

#### 日露戦争の真相

しかし日露戦争に勝つたことについて、時の政府がもつとその眞相を国民に知らしてくれておひまし、その後日本が思ひ上るといふようなことを語つたが、それをどこまでも隠して、そうして日本は、順当に勝つたんだといひふに国民に教えていたのは明治三十七、八年であります。が、この忠君愛國熱の最高潮に達したときに日露戦争が起りました。これによつて日本は勝つことができたのであります。

も出して、補充する軍隊もろくにない。そこへ持つて行つて、当時は五千万の人口であります。五千万の人口のところへ明治三十七年に初めて五千万石の米がとれたのであります。それまでは四千万石台であります。日本で五千万石の記録つくつたのは、日露戦争の始まつた年であります。五千万人の人間で、今のように皆が白米を食べる時代ではありません。私も食べ、ひえを食べ、麥を食べ、正在する人が多かつた時代であります。でありますから、五千万石の内地米かとれば、十分それで米が足りたのであります。もしもこういう年が二、三年続けば米が余るといつて困つたかもしれませんが、しかし米といらものは、こちらの思うように、工場の機械を動かすようなわけには参りません。三十七年に五千万石とれた米が、習年の三十八年にありますと、壯丁が召集されて農村の労力が不足になり、馬が徵發されて農村の畜力が不足になつた。その上肥料がない。もう一つその上に天候が非常に悪がつた。それがために宮城県のこととは平年作の二割ぐらいしかとれなかつたのであります。五千万石の米が三千七百万石に減つたのでありますから、だらうも少し戦事が長引いておつたら、これは食糧問題で相当大きな事件が起つたに違ひないと思われるであります。一方三十日に奉天会戦で勝つには勝りましたが、もはや持つべき武器がない。ロシアから分捕つた銃砲をがつがしておらずとも、その銃砲だと日本の硫の歐砲だまとは、規格が違いますので、役上を船に兵隊を乗せて運んでおつたら、これが食糧問題に立たない。満州軍總參謀長の見玉大尉が三度までもこつそり帰つたので、今リキウイント将軍がシベリアに有力な軍隊を集結してゐる。それのみか、今まで露國をして一番心配であったのは、ドイツが露國を働きはしないか、という心配があつた。そこでドイツとの国境に、その当時ボーランドを両国で分割しておりましたが、そのドイツとの国境に、露國としても最も有力な軍隊を集結してある。しかし最近ドイツとの間に了解が成つて、この最もすぐれた軍隊をシベリヤへ持つて行くことができるようになつたから、もう一度いくさやあらじやないか、ロシアはまだほんとうに攻けておらないのだ、今ここで講和をやつて帰つたら、人民が承知しない、自分としても、とてもすら／＼と講和條約を結んで帰れるわけもない。腹の底でそれを心配しながる、いやそれならもういくさやあらじと言つて別れた。それが夜中であつたそであります。そらしてその足でもつてルーズベルトのとまつてあるホテルへ飛んで行つた。ルーズベルトは今晚の私の会談が一体どうなるだろかと心配しているときでありますので、小村全権が來たという知らせで、駆急のまま自分の寝室から飛び出して、そろして自分の寝

室へ小村全権をひつぱつて行つた。それじや自分の部屋へ行くと来て、早く講和にしてくれる——今度の戦争のときには陸軍がどうしても戦争をやめることを承知しなかつた。日露戦争のときは元玉というつばな軍人がおりまして、早く講和にしてくれる……しかし政府としても時期があるから、もう少し待つてくれといふことで、五月二十七日のあの日本海海戦にて空前の大勝利を得ましたので、それを機会にアメリカ大統領に懇意に講和の推進をしてもらつて、ボーリー・マスにおいて、ヴィットと小村全権とが直接交渉することになったのであります。最初日本から提案しましたのは、御承認の通り、樺太全部よこして、賃金二十億円くれ、露國の東洋艦隊を制限する、沿岸の漁業権は無條件でもう日本に割りませよ。満州にある鉄道は全部、の真意がわからぬ。ルーズベルトも心配はしませんが、何といたつたようになりますが、こういう條件で出します。小村全権は頭から、こんなことでは談判もくそもつたものではない、自分はすぐ露國へ帰るだけだといつて、んで相手にしなかつたのであります。そりして日がたつにつれて、どうも露國の真意がわからぬ。ルーズベルトも心配はしませんが、何といたつたようになりますが、そのときでありますか、晚ごはんを食べてから話合いを始めましたところが、ヴィットが、実は自分がルート自身がその日記の中に書いておるのであります。そうして小村全権が私的会談をやつた。二人だけでもつて話をいをしようじゃないことになりました。そのときでありますか、晚ごはんを食べてから話合いを始めたところが、ヴィットが、実は自分がここへ出て来る前に、露國としては戦争に敗けてはおらないのだ、

—201—

いて、ひつぱつて行つたそうです。一国の元首が一国の代表者に会うのは凝るままで会つたというのは、おそらく外交史上においても今までなかつたことであろうといふことを「ルーズベルト自身がその日記の中に書いておるのであります。そうして小村全権からその事情を聞いた。そうしますとルーズベルトは、しばらく黙つて考えておつたそうであります。そのときでありますか、晩ごはんを食べてから話合いを始めたところが、ヴィットが、実は自分が露國全権は最初からこれに對してあまり誠意がないよう見えます。露國はほんとうに講和をやる意図があるのかどうか、事によるとアメリカ大統領に實情がある、といったような意味——もちろんようなことを言ふ、アメリカ大統領は世界の眞人平和を尊崇するため、露國並びに日本に対し講和のあつせんを提議した。ところが露國全権は最初からこれに對してあまり誠意がないよう見えます。露國はほんとうに講和をやる意図があるのかどうか、事によるとアーリカ大統領に實情がある、といったような意味——もちろん

—21—

ね、アメリカ大使が「コラス二世に会つて、実はこんな電報が来た」ということをニコラス二世に言いましたところが、露國皇帝は、実は自分は戦争には反対であった、しかし軍閥、貴族はどうしても戦争をやつといふので、それで戦争になつたのだ。また今回もウイツチが出发のときは、できることなら講和條約を締結せずに居れといふようなことを言つたが、しかしそれは軍閥、貴族の要求であつて、自分自身としては世界平和を念願しているので、アメリカ大統領閣下がこういうような決意を持つておいでになるなら何とかまとめようというので、すぐ露國から新しい訓電が飛びまして、その結果どうやらこうやら曲りなりにもあのボーリスマズ條約ができるつたのであります。

#### 真相知らずに有頂天

しかし日本人は、戦争をやれば償金は取るもの、領地は取るもの、そう思つておきましたから、あの講和條約には満足しませんで、撃打事件が各地に起つたのであります。しかしもしもあの戦争がもとと長引いておつたら、日本は實際どうなつておつかわからなかつたのであります。このことを国民がほんとうに知つておつたら、その後もそんなに有頂天になるというようなことはなかつたであります。しかし、そのときに露國に勝つたのは、日本の実力で勝ち、まだいくらでも戦争ができたんだるうくらいのことを思つておりましたので、日露戦争後に不景気が起つて参りしても、戦争時代の景気が忘れられず、日本勝つた日本勝つたロジヤ敗けたで

な、金を惜しまずに入じかけなどとやりまして、その結果原子彈も、原理はよその国ではつきりとわかつておりますし、それが大きいかにやる力がなかつたら、アメリカに先鋒をつけられたので、そういつたところにアメリカのよさがあるのであります。が、貧乏な日本、ことに最も不景気な時代の日本がアメリカのまねをするといふようなことは、とうていできるものではないのであります。しかしアメリカのまねをしなければ人間でないといふような空氣がななぎつておりましたので、安へと安おしくいとさえあればまねができるようだ。ヨークの洋服屋のやるよくな化粧がやりましたが、しかし「露國民は、ノルマのまねをして」と思つてもできない。そのうちに不景気がますくひどくなりまして、農村においては小作人が食えない、そこへマルクス、レーニンといつたようなことを口にしなければ、新しい時代の人間でないといふような、こういうアメリカとは反対の思想がだん／＼起つて参りますして、「一方でアメリカのまねをするよ／＼は隣りのソ連のまねをやる、ソ連のまねをやるために、一厘も金がなくて、も、今すぐまねができる。ソ連のまねをやれば、金が一厘もからずに、うまく行けば労働者農民の天下にならんだ」。都市の失業労働者農村の小作人、これがソ連のまねをする。一方ではアメリカのまねをする。アメリカとソ連のまねをやらなければならぬ、といったような極端から極端へ国民が走つて行く、これでいかぬ、国民精神作興などいうてこの両極端のものをまん中へ持つて参りますして、国民精神作興をやつたのはよかつたのであります。これを

もつて、それですと不景気な時代まで押し通したのであります。ところが大正二年のあの不景気なときになりまして、どうにもならないと思つております。大正三年に第一次世界大戦が起りまして、それがために、政府並びに日本銀行所有の正貨が三億七千六百万円しかない、正貨がこんなに減つた／＼といつて、青くなつたのが、戦争四年の後には一千一億円を超える正貨を持ちまして、金がこんなにふえた、金の使い道がない、いろいろ景気がよくなつて來たのであります。そして、こんなに景気がよくなつたのはだれのおかげか、アメリカのおかげだ、アメリカが何でも貢つてくれたがら、こんなに景気がよくなつたのだ、というので、アメリカでなければならぬといふような時代がやつて参りました。そうして先ほど申し上げましたように、農村の青年が銅物を着るというようになつて、國をあけて、アメリカのおかげで生糸が大井知らに直が上つたんだ、というようなことで、アメリカのまねをする風が非常に強くなつて參つたのであります。

しかるに大正九年の三月に、ニューヨークの株式が暴落をいたしまして、それがきづかけとなつて、第一次大戦後の世界的不景気が襲つて参りました。そのうち、関東の大震火災でもつて、日本の経済界といつもものは、ペジソンになつてしまつたのであります。それでもなお、アメリカのまねをしなければならぬ、まなむしたいといふ気分が試い去れないでおりました。が、アメリカは世界第一の金持の國であつて、何でも大しきに事をやるのか、アメリカの特長であります。アメリカの良い点はそこにある。よその国でできないよう

#### 国民性を軌道に飛せる者

軍部と官僚がうまく利用いたしまして、ドイツだ、オタリードだ、ありますから、終戦後はこれにこりて、外國のよいものはどこまでもある、しかし悪いものはとらない。日本のよいものは保存する、でもある、しかし悪いものはとらない。日本が悪いものはどこまでも捨てよう、こういふ心を持たなければならぬはずでありますのに、今度は、きのうまで鬼畜米英と言つておつたのを、たらまちにして、アメリカだ、といふことになりまして、アメリカのまねをやる。ところが講和條約が発効しますと、今まで反米々々といふ気がだん／＼弱くなりつつあるのであります。われ／＼はこの間にもつと冷静に、アメリカの占領政策と、この國がよいとなると、もうその國のまねをしなければ人間でないというようなことになります。戦争中のよう、日本がよいとなる

ものであります。ひとりアメリカといわば、どの國の持つております。

悪いのはどこまでも捨ててよろしいのであります。それをど

ういうものも悪い点もあるが、よい点もある。その日本に適しないものは、これは惜しげもなく捨ててい

ります。ひどいアメリカといわば、どの國の持つております。

悪いのはどこまでも見習つてよろしいのであります。

この國がよいとなると、もうその國のまねをしなければ人間でない

というようなことになります。戦争中のよう、日本がよいとなる

ものであります。

ひとりアメリカといわば、どの國の持つております。

&lt;p



# 町村自治振興について

佐賀市城南中学教頭 岸辰雄

佐賀県町村会では昨年平和條約効力を記念して「町村自治振興について」と題し同県下より論文を募集したが本稿はその第一位入選論文である。

## 第一章 新しい町村自治の実体

### 第一節 不徹底なる自治

地方自治法が実施されて以来、五年間の自治体の歩みを顧みて気がつくことは、制度としては画期的変貌をとげた今日の町村自治が、その運営面に於て期待された程の実績をあげていないという点である。それには種々理由もあるであろうが、最も大きな理由は、新制度が意図する自治の実情にマッチしていないためである。現に地方自治法は制定以来今日迄に大小合せて三回にわたる多くの改正を経ているのであるが、この事実を顧みて現行制度が現実の地方の実体と如何にいき違つており、改つてまた如

二、七五、この様な複雑な事務組織は、殊更に自治体としての町村の任務とその責任をもつものであつて、自治の本旨に反するものと言わねばならない。

第一には、現在の町村はその事務執行に当たり自治体としての自主性を欠いている。即ちこの事務は、警察、社会及び衛生施設、保健衛生等の大半が法令又は政府の施策によつて措置された事務であつて、国、県の統制を受ける範囲が極めて広く、今日の町村は事实上中央の出先機関の如き有様である。

第三には、現在の町村はその財政自主任権を喪失している。即ち今日の町村は、前記の様な各種委任事務を負担しながら、而も事務遂行に必要な財源の保障がないために、これらの所要経費は自己の歳入予算のみを以て支弁することがで、平衡交付金その他、国、県の補助に依存している現状である。従つて、町村は前記の委任事務以外に、その住民が希望する事業を自由に取上げる余力をもつないのであつて、事实上その財政権は中央政府に握られているといふが寧ろ適切である。

### 第二節 講和後、地方に対する政府の態度

以上述べた如く、今日の町村自治は極めて不徹底であるが、我々が看過し得ないのは、この弱体自治が、講和後中央政府の施策に付つて、更に一層の後退を余儀なくせんとしている事実である。これら中央の施策の中で、反自治的意図の露われるものは大体次の三つであろう。

何に頗るにその修正が必要であつたかを知ることができるであろう。然しこれが注意しなければならないのは、この様な頗るな法の改正にも拘らず現在の町村自治が今尚極めて不徹底であるということである。それらの不徹底な點点を要約すれば、大体次の三つになるであろう。

先づ第一に、現在の町村は、その自治体としての任務が不明確である。即ち、今日の町村は、完全自治体である以上当然明白な固有の任務を有し、自治体としての任務が明確でなければならないにも拘らず、現実の町村事務の中には団体委任、機関委任等の事務が混入し、国際の権限關係が多種類にわたる。それらの補助金を絡ませつて錯綜しているために、これらの事務の限界が曖昧となり、その責任及び経費負担の帰属が不明瞭となつてゐる。例えは、生保課事務に於ける民生委員の任命が、町村推進委員会の推舉により、県が評議した上、厚生大臣がこれを委嘱することになつており(民生委員法)、その経費は國が八割、県と町村が各々割を負担するなど、なつてゐるが如きは、その一例である(生活保護法七〇)。七

第一は、法令の改正による自治権の縮小である。その理由とするところは、財政力貧弱な日本の実情からみて、現在の地方自治には不経済非能率な行政が多い、といふにある。近來中央に於て、自治体が盛んであるが、又新地方自治法改正案に自治体の事務及び組織の合理化と簡素化に関する規定が多く、特に自治運営に對する国際の関与権の規定が設けられたことなどは、その顯著な現われとみてよい。(法四四五の三、八の二)。

第二は、國家予算に於ける地方費の縮小である。今後の国策の方針が数字に現われたのは、講和後最初の予算である二六年度補正予算であるが、この予算は、これも編成した時、当初予算編成時より平均三割の物価高となっていて、も拘らず、物価の抑制をしていないのであるから、実際は、政府がこれによって各費目の予算調整を行い、国策に緩急軽重の差を認めたことになつてゐる。ところが、この予算に於て実質的に増額しているのは、僅かに司法警察の産業経済費、政府の出資投資、平和回復費等の保安關係、講和関係の諸費に過ぎず、地方財政費を初め地方に關係の深く文化、民生方面の諸経費は悉く実質的に削減されたり、就中地方財政費と公共事業費の削減が最も激しい。講和後に於ける政府の施策の實質的現われとも言はれる。この予算に於て、地方経費がこの様な実質的削減を受けたことは、現在の政府の行政が反自治的傾向を辿りつてある有力な証據となることができるであろう。

策である。即ち、それは、外國經濟との通商の下に行う集中生産政策であり、結果に於ては、少數の重工業に資金や資材を集中して、それらの独占的地位を益々強化しているのであるが、この中央の政策は、一方に於て一般中小企業に對し民需の減退、金詰り、原料高騰の悪性を働いてる結果となつて、その結果、中小企業の圧迫による中小産業の衰退は直に經濟力の地域的不均衡となつて現わるのであつて、その結果、自治体の財源を枯渇させ、今日の町村自治を益々窮地に追いつゝあるのである。

### 第三節 不徹底なる住民の民主化

今迄述べてきた新しい自治制度の不備や、講和後の政府の施策の外に、今日の町村自治不振の原因とみられるのは、住民の民主化不徹底のために町村自治の円滑なる運用が妨げられていることである。即ち、新地方制度に於ては、住民の参政権が拡大され（公選法九条）、而も自治に対する住民の直接投票が認められているが（地方自法二条、三条）、この様な直接民主制度が正しく運用されるには、住民の各々が町村民としての共同意識をもつと共に、自治を理解し自治体運営に深い関心を示す様でなければならぬ。然るに今日の地方の実情は、日本の町村が未だこの趣に達していないことを示している。即ち、先ず第一に地方に於ては、住民の自治体に対する共同化が完成されていない。何となれば今日の地方には、所謂封建性の特色ある剥削性と階級性が温存されており、住民は自治体に対する共同意識よりも剥削的な部落意識が強く、又住民相互間に

の結果であり、又、今日の地方住民がこの様な状態にあるといふことは、地方民主化が遅れており、民主的な自治運営がなされていない証拠であるとみて差支えないであろう。

### 第二章 町村自治の振興策

前章に述べた地方自治の実情に鑑み、今後町村の自治振興の為に必要と思われることは次の三つである。其一は住民の心を治め、その生活を安定させ、物心両面に於ける自治の基礎を確立することである。其二は、以上二つの方策を推進する為の有能な指導者を選定することである。以下これら三つの方策について分説したいと思う。

#### 第二節 町村行政の振興策

##### 一、国家に嘱託する自治振興策

行政方面に於ける町村自治振興策は、其内容の如何により、地方に於て直に実施しえべきものと、國家の方によらなければ其実施が不可能なものとがある。先ず後者に就いていえば、現在の町村が、其自治確立の爲に國家の行政的措置を必要としているのは次の二つである。

第一は、現在の複雑なる町村事務を整理、再配分し、町村の任務と責任とを明確にして、町村の自主行政を確立することである。勿論、其等の事務配分は、自治の本旨に基き行われるべきであるが故

に、その配分は、（イ）完全自治体たる市町村を第一とし、専ら町村に關係ある事務や、全國一的目的に行う必要的ない事務は、大巾に町村に委譲される標指置せらるべきであり、（ロ）又、町村が其能力に応じ、委譲事務の自由をもつ、（ハ）町村の義務的処理を建前にする所謂委任事務は、極力限定される標指置されなければならない。

町村自治確立の爲に必要な第二の点は、其財政的基礎を強固ならしめる爲の措置である。其爲には地方税制の改善が講ぜらるべきであるが、然し今日の町村財政難の原因は、徵税方法の拙拙或は国家間での税の分配率の如何よりも、住民の相税率の枯渇にある。換言すれば今日の町村財政が、農業及び地方的中小産業の弱体経済に依存している点が其窮乏の原因があるのであって、貧困なる住民から如何に地方税の収奪を試みてもそれのみによつて自治体財政を豊かにすることは困難である。この意味に於て今日の町村財政補助の道は相輔の改革よりも寧ろ国庫補助の適正化と急ぐべきであつる。

特に今日の町村の如く、保健、衛生、教育、道路等特定の地方だけ

で特別な取扱をなし得ない事務を遂行するに必要な経費は、結局国庫補助にかかる外はないのである。

唯、世上國庫補助を反自治的であるとする説があるが、元來地方自治がシナップ博士の所謂「人民によりよき生活條件と、より大きな安全と福祉などを与える為に存在する」制度である以上、その目的達成の爲に必要な経費が、国庫から出ようとする其由

以上の如き欠陥に鑑み、今後の国庫補助のあり方に就き国家に要望したいことは、先ず第一に各種補助金を整理統合して平衛交付金を中心の少數のものとし、政府干渉の余地を少くして、町村自治を自治体の総合運営に任して欲しいことであり、第二には現行平衛交付金の算定と交付の方法を改め、一層精審な空觀的基準と現実の資料に基づき算定して其獲得に自治体が政治的配引を行う必要をなくすることである。

(二) 公務員の資質改善

次に、自治体の行政能力を高めるには、行政運営の側に於ける公務員の資質を改善して、其担当行政の専門化と能率化を図ると共に、明選推進運動を起し、これによつて住民の啓蒙と選舉運動の活性化に努めると同時に、必要ある時は進んで離れたる人材を推し立てケレシャムの法則を選舉に活用することが必要であろう。

其第一は任用を適正ならしめることである。此点に関して、地方公務員法は、競争試験及び勤務成績其他の能力の実能に基づいて任用を行ふノリット・システムを探つてゐるが、現実の自治行政に於ては依然として情実本位の任用抜擢が行われ、有能公務員の士気を沈黙させ、又在野人材の公務進出を阻止している。勿論、地方公務員法の任用規定は町村に於ては本年十二月迄其実施が延期されているが(附則)、民主的能率の自治運営を急ぐならば、改めて法の効果をもつたるもの、速かに現在の情実的任用制度の弊より脱すべきが当然であろう。公務員を有能ならしめる第二の要件は、其服務を嚴正に

所如何はこれを問題とするには当らない。問題は国庫補助そのものよりも寧ろ其既存方法にある。即ち、同庫補助が自治体に対する政  
府専喙の具となることなく、民主的目的の公平に配分されるには、如何なる措置が採らるべきかということである。この見地からみて、現在の国庫補助制度は、自治体の委任事務に附帯した補助金等があり、その種類が多く、又地方行政全體の質量の均化化をほどこす半衡  
交付金が事实上は半準化の傾向にあることなど、種々の欠点をもつ  
てゐるが、就中最大の欠陥と思われるのは、現行補助金の中心をな  
す平衡交付金が自治体にとつて極めて不安定な財源であるというこ  
とである。即ち、我が国の平衡交付金は地方行政全般に及んでいる  
為に、其中には土木、衛生、産業等の如く各個的に標準経費の計算  
が困難な諸経費が含まれてゐるので、町村に於ける標準経費と標準  
收入の差額である其平衡交付金額は、客観的に決定することができ  
ず、常に政治的に決定され、國の財政の都合と政治力によつて伸  
縮自在となつてゐる。ところが平衡交付金は町村財政にとつては極  
めて重要な財源であるから、との為に町村財政全體が不安定な基礎  
の上に立たされてゐるのである。

議会ば首

とである。  
三、町村に於て実施すべき自治振興策  
現在の町村が、其自治振興の爲に当然なさねばならないことである。しかし先に述べた自治強化の爲の政府の施策を促すために必要であると思われることは、町村自らがその自治運営の能力を高めるところである。蓋し現在政府をして自治体強化策の実施を躊躇せしめている最大の理由は、實に自治行政の非能率性にあるからである。ならば今日の町村自治体の行政能力を高めるにはどうすればいいか。我々は其方法として次の四つの方法を提唱したい。即ち、議会の刷新、公務員の資質改善、自力財政の強化、住民の民主化促進がそれである。

は、執行部も議会も其に名利を超えた強固な決意を必要とすると

共に、一般住民も亦これに協力する覚悟をもたなければならぬとい

うことである。蓋し、今日の如き、場当たり主義の政治が氾濫してい

る時代に、綱紀鼎正といふが如き地味な目だらけ仕事を敢行するこ

とは、名利を追求する現代政治家の容易に仕得ないとからで

ある。然し現在の如き綱紀紊乱の状況か此處が任されるならば、や

がて地方自治は全国的に崩壊への路を辿ることになるであろう。

此意味に於て綱紀鼎正は自治振興にとつて不可欠の重要な課題であ

るが、同時に実行困難な課題であるといわねばならない。

従つて、この重要にして至難なる課題の実行は、單に首長と議会に

のみ任せきでなく、全住民の理解と賛成権的協力を必要とするので

ある。蓋し自治体に於ける政治的關心は、ジョン・デューリーも云

つてゐる如く、住民の自治に対する無関心の態度に基づくのであつ

て、住民が「政治的問題の処理を少數者の手に委ねるために、それ

が否応なしに腐敗を醸し出す」からである。従つて我々の恐れることは、住民が公債を忘れた無父力な存在となることであつて、若し彼等が無為に沈黙して、汚吏や無能職員が跋扈跳梁を逞しする愚

民行政を傍観する様なことであれば、結局今日の自治は住民自らの手によつて破滅への淵に追いやられることになるであろう。

(二) 自治財政の強化

自治振興の要件である自治体の行政能力を高めるには、其裏付け

である財政的基礎を強固にしなければならない。ところが現在

の地方財政は一般に中央依存度が高く、町村に於ても其財政需要を

が、我々が注意しなければならないのは、今日の町村が、此等の財政難を如何にして凌いでいるかということである。今日の町村一般の趨勢では、これに對し、消費面に於て単純事業の躍進へと公共事業の抑制権力が支出増大を抑えると共に、收入面に於ては法定外独立税の新設や住民負担等地方税の増税措置を以てこれに臨んでいる情況である。このことは、全國市町村の中で法定外独立税を設けている自治体が三七八九市町村に上り、其等の收入見込額が二億六千九百円に達していることや、又本年度から新たに住民税の増税が可能となり、既に新課税方法によつて増税を國つて居る市町村が全國市町村の八三%に及んでいる事實によつて其証明がつくである。

以上に述べた様な課税状況から当然予想得ることは住民の負担

力減退である。此点からみて、今後町村財政強化の爲め、更に新たな税目との増設又は税率の引上げ等を企てる時は、住民の所得が増加しない限り事実上不可能と見るべきである。何とすれば、今日の国民所得は極めて低く、戦年前の約八割に過ぎないにも拘らず、

国民の税負担は當時の三倍以上に上つて居るのであつて、其負担が過重となつて居ることは、現に全國地方税徵收成績が平均二割乃至二割五分程度の不振を示していることによつても知られるからである。

右に述べた如く、今後税の増税は事実上行い得ないとすれば、稅收確保の道は、結局賦税及び未満納金防ぐ徵稅技術の向上にあることになるが、これに就ても現在既に極めて不振の状況を呈している。

納稅成績を今後高度に引上げることは容易ではない。然し、今日の納稅不振は、単に住民の負担率減退のみに因るものではなく、同時に住民の納稅倫理の低下、稅務職員の資質並に徵稅技術の低下等各種の原因がはたらいて招來されたものであるが故に、これらを是正する道を講ずるならば、現在の納稅成績を引上げることは必ずしも不可能ではないであろう。然して其爲には、先づ税の公平確実を期して、我々は先づ今日課稅徵收困難に陥つて居る町村財政難の実体から其検討を切める必要がある。今日の町村が極度の財政窮乏に苦悩していることは、昨年度地方財政の決算に於て示された全國市町村の歳入不足額が三百億を越えている事実によつても明らかである。

町村の國有財源は、使用料、手数料の如き少額收入を除けば、税と企業收入と起債の外にはないものであるが、其中でも起債は所謂町村の借金であつて健全なる財源とは云ふことができないのであるから、嚴密な意味に於て町村の主たる國有財源は税と企業收入のみといふことになるのである。

先づ第の財源は税であるが、税收を確保するには徵稅対象であ

る住民の負担力を就て熟知していかなければならない。其意味に於

て、我々は先づ今日課稅徵收困難に陥つて居る町村財政難の実体から其検討を切める必要がある。今日の町村が極度の財政窮乏に苦悩

していることは、昨年度地方財政の決算に於て示された全國市町村の歳入不足額が三百億を越えている事実によつても明らかである。

企業」というべきである。第三に、公企業は機械的事業であつてはならない。其は地方財源として有効且つ確実なものでなければほんならないからである。以上の制約の外に、尙公企業は其資金の活用に於て企

業効率の低下を招き易い欠陥をもつてゐる。一般に公共投資は不生産的に使用される傾向があるからである。従つて、今後自治体が補完財源として新たに公企業経営を企図するならば、先ず其設置並に経営に要する人的的諸経費とこれによつてあげ得べき収益との資金効率につき十分なる科学的検討を加える必要があるであらう。

(一) 行政組織及び事務の合理化  
節減を図ることによつて行うの外はない。

現在の自治体は、其財政力以上に行政の権威と人員を擴張していくが、其は戦後の地方改革の結果事務が膨脹した為である。従つて機構の簡素化が必要であるが、機械的な簡素化と人員縮小は却て能率低下を來す惧があり、此を避けるには設備・備品は勿論、勤務環境の改造が必要であるので、貧弱な町村財政によくなし得べきこと

ではない。従つて、現在可能な行政組織と事務の簡素化は次の如きものに過ぎない。

人口二千未満の寒村すら十三名の議員を擁しており、米国の約三分の一程度の国民所得しかもたない日本の地方議員定数としては、その余りに豪傑などに「驚かせざるを得ない」(増田法九)。

而も、新しい町村議会は、曾ての其の如く、単に執行機関の加減を批判する機関でなく、自ら企画立案した施策を執行機關をして執行せしめるのが本旨であるが故に、事務処理の敏速を期する上からも却て有能な少數者の運営が望ましわけであり、又民意を代表するという立場からいっても、現在では首長自身が公選されている為に議会に多数議員をおく必要度は極めて少なくなるつてはいるもののみならぬればならない。改正法律案には此点が稍考慮されているが、町村は現行法の下に於ても其縮小が可能であり、此意味に於て一昨年十二月、二分の一縮小を実行した布施市は今後的地方議会の在り方に良き先鞭をつけたものといふことができる(地自法九)。其次大は厚生省分合により町村の複数の合理化を図ることである。即ち町村事務の増大と財政膨脹に対応するには、弱小自治体は自発的に合併統合して行政区域を適正化し、二重の経費支出を節減しなければならない。唯、此が実施をみる為には住民が目前の利害打算や部落的な性質より冗費と云はれるのは、戦後著しく多くなつた諸種の会合に於て、大局部的見地から郷土振興を圖る見識をもつことが必要である。

如きは明らかに官僚的因習であり、此を打破するならば、今日の役所事務から紙と時間と労力の冗を省き、人的的経費節減が可能となるであろう。第二は諸種の調査事務を簡素化するべくしてある。今日の公務の中には調査事務が多く、而も其等が互に無連絡不統一に実施される結果、殆ど同様の内容をもつ調査が反覆実施され、末端行政事務を煩雑ならしめ、時間と人の浪費を招いている。思うに此等の調査は実施後の整理と通絡との合理的保存法につき工夫すれば、其簡素化は必ずしも不可能ではない。第三は諸種の会合と出張とを整理し、此を少くすることである。戦後の行政民主化は各種会合と出張の機会を多からしめているが、其結果がらみれば、多数者の時間と経費を要する割合に得る所は渺々、矧て行政の非能率を招いている。自治体の経費節約の為には、少數精鋭主義の方針により、各公務員の職責と権限を明確にして、右の如き多数组合主義の非能率行政を避けることが必要である。第四は現在の必要事務の網羅主義を改め、重点的に事務整理を行うことである。即ち今日の町村事務の中には、此を仔細に検討すれば、其中には既に必要性の減じた統制事務或は民間移譲が妥当とする事務が含まれていて、あるいは、此点を量的的に整理し、不要なものと縮小、廢止又は民間に移管すれば事務の簡素化が可能である。第五は、現在必要以上に其教を増大していると思われる次議院閣の補成員を縮小することである。此点に就き、我が国と殆ど同様の地方制度をもつ米国に於ては、人口五万乃至十万程度の都市で予らも、僅に三名乃至九名程度の少數議員によつて運営されているにも拘らず、我が國に於ては、

然其他の為に浪費される旅費、交際費等である。此等に要する経費が、如何に軽視できないものであるが例を住貢市について調べてみると、同市の昨年度下半期追加予算に於ける歳出の一部である議会費約四五〇万円の中には其の六四%に当る約二九〇万円が、旅費、交際費にあてられており、又其役所費一四五九万円の中は其の一八%に當る約三七〇万円が旅費、交際費として計上されている。以上の例をみてても、今日の自治体経費の中には如何に多くの冗費が潜んでゐるかが判るであろう。此等の冗費を生む会合の理由は凡そ次の三つになると思ふ。其第一は官厅の許可、認可、補助金の交付及び物資、資金の割当が増加した為に自治体、官厅間の交渉、陳情等が多くなつたことであり、第二は官厅職員の地方の観察調査が多くなつてゐることであり、第三は新制度により議員の行政開拓が多くなり、議員自身の観察調査や陳情が多くなつたことである。従つて此等の冗費を節減するには諸会議の簡素化、通信による交渉陳情の実施、官会政治や待合政治の廢止等が必要であるが、特に重要なことは、住民が其所屬町村の自治運営を監視して其是非を批判し必要ある時は監査を請求して（地自法七五）、其責任を問う積極的態度をもつことであろう。

が、此等の方策も首長、

実施は不徹底となるであろう。其意味は、がつ日本社会の發展に最も重要なことは先ず第一に住民が、自治を理解し其運営に関心を抱

くことであり、第二に、住民と其住民に依て選ばれた自治体の各機関との双方の意思が不斷に疎通することである。其中でも特に今日の如く新制度生れて日浅、国民が其運営に慣れていない段階に於ては、住民の自治に対する理解と関心が一層重視されなければならない。何となれば若し住民が自治に対し風馬牛の態度をとるならば、自治運営はいつしか民意を離れ、一部の人達の意の儀に動かされることになり、地方自治の民主的基礎が破壊されることになるからである。そして住民の自治に対する理解と関心は勿論彼等自身の自覚に依づきであるが、先にも述べた如く地方民主化未完成の今日に於ては、寧ろ積極的に彼等の関心を刺激し、其注意を喚起する指導が必要であろう。現に今日町村自治が、其財政面から破綻の危機に陥っているにも拘らず、一般住民は各自の私生活に集中して自治に対し無関心の態度を示しているが、此は畢竟自分が自治体の主人であり、自治体の危機は結局我が身によりかかる火の粉であるといふ自觉を欠いているからに外ならない。思うに此様な無自觉の根本原因は、一つには日本の地域社会が古い伝統や風習の重圧の下にあって、政治の民主化というが如き外来の生活様式の生長が困難であること、又一つには新しい自治が与えられたものであつて住民が其内容と運営方法に懐いてに基づくものであろう。従つて町村自治振興最も重要な住民の民主化は、長期に渡る啓蒙運動によつて彼等に自治に対する認識を与え、これに習熟させることから始めなければならないであろう。

## 第二節 町村自治振興の基礎工作

傾向にあり、従つて、國民一般の社會常識も当然低位にあることが推察されるのである。今日の町村自治が法制的には画期的進歩を遂げてゐながら、其運営がこれに伴うことができず、例へば人材選出の爲の選舉が、公職と利して私謀を肥す事によつて悪用されたり、或は又衆意の弊害を露らるべき議事が無策者の小田原評定に終るが如き制度と実際との不一致を露呈してゐるのは比煩である。蓋し、理想的の社會は法律や制度の改善のみによつて実現するものではなく、此を実現するには、比等の法律や制度を理解し、自己の生活をこれにマッチさせてゆく住民の進んだ社會常識が必要だからである。従つて、自治振興の爲には、爲政者は今後意を教育に用ひ、住民の政治常識の向上を図り、能率的自治運営の基礎を培うことを忘れてはならないであろう。

### (二) 情緒的國民感情の陶冶

住民の一般教養を高める爲に、次に必要なことは我が國民感情を反省陶冶して其不合理なる情緒性を是正することである。即ち、從来、我が國民性の特徴は其情緒性であると言つていいが、これは一面に於ては、宿一派の仁義による自己の命を誇る狹隘な情緒的な面をもつておらず、或意味に於ては我が國民の美点ももつてゐる點に思われるが、唯これを無理に容認して其欠点は是正を怠るのならば、其の次の様な点に於て寧ろ現代の民主的地方自治を破壊するものとなるであろう。第一に、其は反共、社会的である。何となれば此感情が純情たり得るのは義理人情と、いふ封建的な相對的恩讐の世界に於てのみであり、共同社會全体の立場からいえば却て其内部に

前節に於て、町村の自治振興を目的とする諸種の対策を述べたが、今日の民主的自治制度の下に於て此等の対策が如何なる程度に効を奏するかは町村自治全體の基礎である住民の一般的教養と道義並に其経済生活の如何にかゝつてゐるといわなければならぬ。従つて、今後の町村自治振興を完全なものとする爲には、政治的なものと同時に基礎的なものを建置することが必要であり、其意味に於て住民の一般教養水準の向上と道徳の作興並に其経済生活の改善が極めて重要であることは云う迄もないことである。以下此等に就て分譲してみたいと思う。

### 一 住民の一般教養水準の向上

(一) 社會常識の向上  
カール・フリートリヒが其著「普通人の新たな期待」の中で述べている様に、安全にして進歩的な社会を作るには、小数の非凡人を養成するよりも、一般人の平均水準を高めることが肝要である。平坦な頃野にそびえ立つ巨木の雄大な草人であつても、其唯一人に万人の運命を托さねばならぬ社会程心細い社会はない。其様な社会はやがて其偉人の死と共に亡ひ去ればならないからである。我々の町村振興にしても、これを永遠的な健全な社会とするには、住民全体の一般教養が、恰も広大な裾野をひいてそびえる富士山の如く漸層的な幅と高さをもつた社会をしなければならない。此意味に於て、今日の地方住民が、其一般教養として先ず身につけなければならないのは健全なる社會常識である。ところが現在の日本に於ては、國民經濟の貧困から、一切の知識の源である教育が非營利性の故に解説される

対立を醸す派閥的感情となるわけであつて、すべての人が自他の人格を尊重し、全体の福祉の爲に平等に協力しなければならない民主的共同社会とは相容れないものとなるからである。第三に、此感情は非合理的である。即ち、これは其情緒性的故に反理性的であり、批判的冷静さを失く。従つて、此が當すれば往々にして所謂ソジアル・テンショーンと化し、建設の爲に振られるべき斧を却て破壊の爲に振るうの愚を演ずる傾を生ずるのである。又第三に、此感情は持久性に欠けている。即ちこれは激情的である爲に一時的熱狂性をもつが、其激情を永続させることができない。従つて、此感情は爆香花火的な一時的運動には適してゐるであつて、我が國に於ける自治建設の如く、長期に渡る忍舌と耐乏を要する運動には全く不適であると云わざるを得ない。以上の点に鑑み、今後の町村自治建設の爲には、住民が右に於ての情緒的國民感情を陶冶し、広く皆が手を挙ぐ協同性を培うと共に、冷嘲批判的にして且つ如何なる困難にも堪え得る様な強靭なものに改造してゆかねばならないであろう。

### 二 道徳の作興

自治振興の爲の精神的支柱として、住民の一般教養の向上と共に、町村社会に於て重視されねばならないのは、其道徳の向上である。即ち今日の地方社会には曾ての誠実、朴直、勤儉等の道徳的氣風が頽れ、此に代つて剥削的享樂を求める惡風が次第に蔓延しつゝあるのであつて、町村自治の精神的基盤は此面から崩れつつある。如何なる社會でも其興奮の氣運に向う時は必ず其社會の員員が精神的純潔を保ち、未來の理想達成の爲に、各持場持場に於て其責任を自覚

をきりがえることが絶対的要諦であるといわねばならない。即ち今後の農業は、最早牛馬の如く身体を酷使する農業ではなく、かなり高度の科学的知識をもつて、其を実地に生かしてゆく技術の帝王でなければならないであろう。

第三は、災害防止に対する施策を強力に実施することである。地方産業を振興させるには、單に其を育成することのみでなく、同時に其を灾害より保護することが必要だからである。其意味に於て、年々台風の為に莫大なる地方の富が奪われてゆく我が國の如きは、当然強力なる災害防止の措置が各地で講ぜられるべきであるにも拘らず、現実には、各地方自治体は、其財政困難の故に僅かに心をすらる復旧事業のみを繩糸的に実施するのみであつて、治山治水等の恒久的事業は殆ど何等の進歩を示していない実状である。此様に現在の行政に於て、災害防止の如き重要な施策が財政的に不可能となつてゐるのは、もとよりこれに対する國庫の援助不足もあるが、一つには現在の自治体に於ける予算の配分が、序内各部課の間にわかれ我田引水的な算争奪の爲に、結果に於て総花式の平均配分となり、重要施策に要する経費の重点的配分が妨げられているのが外ならない。然し自治体予算の此様な配分は、其が苟も民意の代表である議会によつて決定されている以上、結局は住民一般の災害防止の必要性に対する理解と關心が不足であり、其実態を強要するだけの積極的熱意に欠けている點である。又その外は、從つて、今後此問題の解決に必要なことは、先ず官民すべての者が、自然の暴威が國家並に地方の経済建設に及ぼす影響の甚大さと其防止の必

し身心を隠めて当るという事が歷史の示す鉄則である。此意味に於て、郷土の自治振興の初步を踏出すに當つて、先ずすべきことは、町村住民の一人一人が、其胸に良心的覺醒の聖火を灯すことであり、これによつて道徳的に頗盛した各自の環境を照らし、これを淨化することである。唯、此場合我々の最も恐れることは、政府や自治体の施策が国民の堕落を助長する方向に進むことである。財源獲得の手段として行われているとはいへ、政府や自治体が玉臨奉行や農場經營によつて自ら刑法第三章の規定を闇黙しているが如きは其過例といふべきである。此意味に於て、我々は新日本に於ける國家と地方の再建の爲に、政府及び自治体の当局者に対し「先ず確固たる道徳的施策の樹立を強く要望したい。何となれば、新しい祖國と郷土の建設には、先ず何よりも国民や住民の眞剣な勤労態勢の強化が必要であるが、其爲には国民にとって働き甲斐のある社会が用意されなければならぬ。ところが其様な社会は、正直者が馬鹿を見る「嫌な所謂要諦の社会ではない、眞面目に働く者に正当な報酬が報いられる道徳的社會に外ならないからである。

### 三 住民の經濟生活の改善

以上に於て、私は町村自治振興の基礎として住民の一般教養と其道徳的向上が必要であることを述べたが、人間の精神生活は其經濟生活を離れては成立しないのであるから、住民の精神生活を引上げるには、其經濟生活も少しずつ上げなければならない。のみならず、住民の經濟生活の向上なくしては現在の町村財政の第2の打開も不可能である。其意味に於て、如何にして貧困なる地方民の所得の増大を

要性を再認識することであり、次に其根本的解決の爲にはあらゆる犠牲をも厭わない耐えの決意を固めることである。今や國家再建の前夜にある我々にとつては、即ちの安逸を食らひが爲に、郷土綱領の基礎を築く百年の計を怠ることである。此意味に於て、我が國は、かのデンマークの愛国者ダーラガスか、父子三人代の不退転の努力によって、全國民の絶望視した植林事業を完成し、今日彼の祖国にして世界屈指の農業國たらしめている嚴肅なる事実から多くを学ばなければならないであろう。

第四は、郷土産業の総合的開発を図ることである。今日の主たる地方産業は勿論農業であるが、農業は元來耕地や收穫減滅の法則等の絶対的條件によつて制約され其發展には他の手から限界がある。従つて、農業改革のみを以て町村經濟の向上を期待することは不可能といわねばならない。此意味に於て、今後の地方産業開拓の道は、先にも述べた如く新しい地方産業を育成し、そんに農業經營近代化によつて生ずる遊休労力を充てむけることであるが、こゝに注意すべきは新地方産業選定に於て郷土の特長が十分にとりいれられない点である。即ち自由競争激烈な産業界にあって、資本・交通その他各種の立地條件が中央に比べて劣位にある地方産業が、中央産業との競争に堪えてゆく爲には、適地産業主義により、其郷土のもう一つの地理的有利な条件が最も有利に活用されなければならぬ。そして此等の地域的特長を最高度に利用する方法は、森林・蛋白資源、鐵道資源、其他地方に於けるあらゆる未開拓資源を最も計画的効率的に開拓して、其等を組織的に關係づ

國るかといふことは町村自治振興の成否に關係する極めて重要な課題であると言わねばならない。然し、現在の中火と地方に於ける住民の所得差は、其生産手段の相異から生ずる利潤率に基くものであるが故に、地方民の所得を増し其經濟生活を改善する途は結局地方産業經營の合理化と能率化によつて収益の増大を圖るより外にないであらう。そして、地方産業の經營の合理化と其能率率向上的爲に、今日町村に於て考えなければならない具体的対策は次の四つである。  
第一は農業に於ける過剩能力を効率的に使用することである。現在地方に於て解決困難とされている問題は、最近著しく增大した国内人口の相当数が、潜在効率者として農業に吸收され、其爲に農地の零細化を生じ農家の經營を困難ならしめていることであるが、地方産業振興の爲には、この解決を単なる人口増加の抑制にのみ求むべきではない。寧ろ積極的に新しい郷土産業を育成してこれに過剰人口をぶりむけ、農家の負担軽減、農地經營単位の拡大を図ると共に、其過剩労力を他産業の爲に効率的に使用する方法が考究されなければならない。

地方財源論争と町村

參議院地方行政委員會專門調查室  
法

伝統のないところでは当然のことと通すにも骨が折れる。早い話が小笠原流のソックを受けていれば問題はないが、東京の田舎者では、立派なち悪に通されれば、湯呑を呑むにも喉のあたりがムツがゆいという話である。眞例の地方財源論を繰り返すのを見ることに感ずるのは伝統を欠く日本の地方政の悲しさということである。地方財政需要の増加が主として法令上の義務の増加による負担の増加に因るにかゝらず、こまかい計算を見せて財源措置の要求をしなければならないことになつてゐる。

第十五国会中の補正予算の提出で、平衡交付金と起債の追加増額がまた問題になつた。地方財政委員会の廃止で、地方団体の計数の上に立つてその利益を擁護する機関がなく、政府部内で自治行政も政府の一機關としてその決定の正当性を辯護するに傾くであらうから、今後の地方財源論については、地方団体自身がよほど

(二)

町村財政の根本はます(一)それが一つの生活体ということであつて(二)住民に不可欠のサービス或是施設の提供者であるという

ことであるが、理論として解り切つてゐることは、実行についても、解り切つてゐるといふことは、問題が別のことである。結局、問題の焦点があまりはつきり出ない中に、政府原案のまゝに押し切られた感じがないでゐるのであるが、平衡交付金の増加三百億、当初計上額一千五百億と合せて四千五百億、起債の追加額五百億外に公債五十億以上を増加するから、これも当初計上六百五十億(別に公債八十億)に比較してかなりの大額増加であるといつた安易な考え方は、事實を理解しないものといふべきであろう。特に町村の場合において、この感覚が深いのである。単に計算の外面にとらわれて議論しているので町村財政の問題はいつになつても合理的に解決されるということはあるまいと思う。

ける聯合開発の事業を興す以外にはないであろう。然し此事業は單に一町村のみによつて実現し得べきことではなく、其実施の爲は全県一体或は他県との協力も亦必要であるが故に、今後の町村は其相互提携を一番緊密にしなければならない。

結語

知識、技能、経験の所有者であることが必要であり、富や社会的地位によつて選ばれたローハンの存在であつてはならないであろう。第三に指導者は人格的指導力をもつねばならない。即ち指導は本来指導者に対する人格的傾倒によつて行われるものであるが故に、指導者の人格的素質如何によりて其の結果が左右される。

人材を得んとするれば其選定は郷土人にのみ限ることなく、広く日本国民の中からこれを求むべきであり、其爲には、住民全體が從米の如き偏狹な郷土中心的排他心を捨て、人材を郷土に納れ、深く其根をおろさせるだけの寛大さと親切さをもつことが肝要であろう。

### 結語

今迄町村自治振興の為に必要と思われる各種の方途を述べてきたが、茲に再び我々の認識を新たにしておきたいのは、今日の町村自治の不振が單なる制度上の欠陥乃至は自治行政の拙劣等よりも寧ろ敗戦後の民生の不安という國家の病痛に根ざしているということである。ところが、元來社会の病痛には即効の妙薬はなく、特に其原因が深ければ深い程其効果も長期に渡らねばならない。曾て、国民所得の九〇%を無謀なる融資に投じて、悲惨なる結果を迎えた体験未だ生々しい我々にとって何が可能であり、何が不可能であるかはおのづから明らかな筈である。要はことの成否にあるのではなく、ことの重要性に対する人々の認識如何にあるといわなければならぬ。

ことであり（三）その財政需要の実体はそれぞの町村によつて全く事情を異にしてゐるといふことであらう。しかるに現在の平衡交付金制度は標準的な國体について最低の行政費を確保するというこ

とになつてゐるにすぎないものである。民政政治の原則が、すべての國民に権利と機会の平等を保証することにある以上、それに要する経費について、國の財政が、最低の部分だけは保証する、といふ根本の精神なことである。しかし、それであるから、問題のすべが解決したのであると思えば、それは非常な間違い、というものであろう。現に地方團体の不公平は平衡交付金制度の採用以後も旧に傍しているのである。

これにはいろいろの理由もあると思う。平衡交付金法上の財政需

要、或は財政收入の計算方法があまりに複雑で、町村の財政需  
要者にすら謎解し難いということこそその理由の一つであろうと思

う。また、個々の町村が、具体的にその計算方法の実情に合わざることを指摘しても、それが、全國一般に適用されるものであつて、個々の团体の特殊事情に合わせるので、改めることは出来ないといふ張ねられることも、その理由に一つであると想る。具体的には、それの立場によつて、それぞれの立場から異議を申立て、いるのであるが、更に根本にさかのぼると、实は平衡交付金制度の性質上、必要なべき臨時の経費の財源といつもの、その必要の度ことに全額起債か、或は融資の方法が講ぜられていないことが最も根本的原因をなしてゐるのではないかと思うのである。町村財政の確立については、今後この点について具体的な計数を示し、強く主張

するが、それにしても、日本の場合のように、地方團体が法令上は設置施設の義務を課せられながら、その経費については起債の承認を得られないといった非條理はないようである。

#### （三）

例えば学校について、新築、改築は町村としては資金の有無にかゝらず、必要な時は必要ということである。平衡交付金上の財政需要の見方はこの必要な臨時経費には及んでいない。要するに学校の再建築価格を耐用年数で除し、その金額が学校建築の償還費として見込んではあるにすぎない。しかも、この償還財源すら、金体の財政需用の中から紐付けておられる説ではないか、別に積立て、あるということでもない。故に実際に学校建築を要する年度には財政需要に見積られたる金額の何倍かの財政負担がかかるべく來ることになるのである。もとより、學校建築については起債も許され、國庫補助金もあり、また自己負担額については起債も許されが、この場合、起債の許可額は自己負担額の三分の一程度といつことになっている。その他の部分は一般財源の中から何とか支出しなければならないといふことになるのである。平衡交付金制度は結構であるが、必要な臨時経費について全額起債を認めないと、いふことは、片方の足を床板にしばりつけて歩けと言われるに等しく、また凹凸のある地面に均整する足をそろえて立てど命令されるに似ている。軽業使いでなければ出来にくい相談といふことである。町村はこの際、異議を申立てる理由が充分にあるであろう。

#### （四）

町村財政について問題は多いが、まずその第一歩として解決されなければならないのは平衡交付金制度の下においては財政需要の見方を大体であるが、同時に、臨時の経費については、その自己負担については起債の自由を獲得するにあると想る。地方財源として市町村の財源は旧制度に比較すれば有利にはなつてゐるが、その独立税は伸びが少なく、平衡交付金については経常的経費の部分のみが主として算定されているのであれば、臨時の経費による施設を多く必要とする町村財政の足場が常に浮動してゐることになることは当然のものである。問題は個々の町村が、個々に陳情請託によって解決すべきものではなく、町村財政の條例に基く要求をして全体的に一般的に解決されるべきものと思う。（九五三・一・七）

るが、それにしても、日本の場合のように、地方團体が法令上は設置施設の義務を課せられながら、その経費については起債の承認を得られないといった非條理はないようである。

#### （五）

町村財政について問題は多いが、まずその第一歩として解決されなければならないのは平衡交付金制度の下においては財政需要の見方を大体であるが、同時に、臨時の経費については、その自己負担については起債の自由を獲得するにあると想る。地方財源として市町村の財源は旧制度に比較すれば有利にはなつてゐるが、その独立税は伸びが少なく、平衡交付金については経常的経費の部分のみが主として算定されているのであれば、臨時の経費による施設を多く必要とする町村財政の足場が常に浮動してゐることになることは当然のものである。問題は個々の町村が、個々に陳情請託によって解決すべきものではなく、町村財政の條例に基く要求をして全体的に一般的に解決されるべきものと思う。（九五三・一・七）

平衡交付金制度は國庫補助金の支出形式としては一番、經濟的である。日本の場合はあまりに經濟的に出来るとして地方團体の不公平が絶えないといふのであるが、イギリスにおいても同様の制度を採用している。イギリスでは県市町村共に自主独立としており、事務の配分もはつきりし、委任事務の形式はない。また國の指揮監督もない。しかし、地方團体の行政内容に一定標準を要求するとは近代的統一國家としては当然のことであつて、この要求を満たすために採用されたのが各種の補助金制度である。イギリスにおいて、國庫補助金が「國と地方の行政の力」であると言われたのは、この理由によるのであるが、要するに地方團体が、國の定める基準に従つて一定の仕事をすることを條件として一定の補助金を支出したものである。イギリスでは十九世紀の初頭以来、この方法によつたので、國庫補助金の種類が非常に多くなり、またその方法上の問題として比例補助金の制度が多く利用されたので國庫負担が重くなつて困ることになったのである。それで、重要な行政事務、例えば、警察、教育、道路、住宅といったものについては比例補助金の制度を存続し、その他の補助金は結合して國庫平衡補助金（エキスチニカ・イコーソゼーション・クラント）と改めたのである。この國庫平衡補助金の配分方法は日本の平衡交付金の計算方法に比較してはるかに簡単なようであるが、同時に、注意されなければならないのは並行して地方起債について制限がなかつたといふことである。戦争後は地方團体が戦争中、実施出来なかつたいろいろの事業を一時にやり出したので、起債は許可制度になつたといふことであ

るが、それにしても、日本の場合のように、地方團体が法令上は設置施設の義務を課せられながら、その経費については起債の承認を得られないといった非條理はないようである。

#### （六）

町村財政について問題は多いが、まずその第一歩として解決され

なければならないのは平衡交付金制度の下においては財政需要の見方を大体であるが、同時に、臨時の経費については、その自己負

担については起債の自由を獲得するにあると想る。地方財源として市町村の財源は旧制度に比較すれば有利にはなつてゐるが、その独立税は伸びが少なく、平衡交付金については経常的経費の部分のみが主として算定されているのであれば、臨時の経費による施設を多く必要とする町村財政の足場が常に浮動してゐることになることは当然のものである。問題は個々の町村が、個々に陳情請託によって解決すべきものではなく、町村財政の條例に基く要求をして全体的に一般的に解決されるべきものと思う。（九五三・一・七）

るが、それにしても、日本の場合のように、地方團体が法令上は設置施設の義務を課せられながら、その経費については起債の承認を得られないといった非條理はないようである。

#### （七）

町村財政について問題は多いが、まずその第一歩として解決され

なければならないのは平衡交付金制度の下においては財政需要の見方を大体であるが、同時に、臨時の経費については、その自己負

担については起債の自由を獲得するにあると想る。地方財源として市町村の財源は旧制度に比較すれば有利にはなつてゐるが、その独立税は伸びが少なく、平衡交付金については経常的経費の部分のみが主として算定されているのであれば、臨時の経費による施設を多く必要とする町村財政の足場が常に浮動してゐることになることは当然のものである。問題は個々の町村が、個々に陳情請託によって解決すべきものではなく、町村財政の條例に基く要求をして全体的に一般的に解決されるべきものと思う。（九五三・一・七）

るが、それにしても、日本の場合のように、地方團体が法令上は設置施設の義務を課せられながら、その経費については起債の承認を得られないといった非條理はないようである。

#### （八）

町村財政について問題は多いが、まずその第一歩として解決され

なければならないのは平衡交付金制度の下においては財政需要の見方を大体であるが、同時に、臨時の経費については、その自己負

担については起債の自由を獲得するにあると想る。地方財源として市町村の財源は旧制度に比較すれば有利にはなつてゐるが、その独立税は伸びが少なく、平衡交付金については経常的経費の部分のみが主として算定されているのであれば、臨時の経費による施設を多く必要とする町村財政の足場が常に浮動してゐることになることは当然のものである。問題は個々の町村が、個々に陳情請託によって解決すべきものではなく、町村財政の條例に基く要求をして全体的に一般的に解決されるべきものと思う。（九五三・一・七）

るが、それにしても、日本の場合のように、地方團体が法令上は設置施設の義務を課せられながら、その経費については起債の承認を得られないといった非條理はないようである。

#### （九）

町村財政について問題は多いが、まずその第一歩として解決され

なければならないのは平衡交付金制度の下においては財政需要の見方を大体であるが、同時に、臨時の経費については、その自己負

担については起債の自由を獲得するにあると想る。地方財源として市町村の財源は旧制度に比較すれば有利にはなつてゐるが、その独立税は伸びが少なく、平衡交付金については経常的経費の部分のみが主として算定されているのであれば、臨時の経費による施設を多く必要とする町村財政の足場が常に浮動してゐることになることは当然のものである。問題は個々の町村が、個々に陳情請託によって解決すべきものではなく、町村財政の條例に基く要求をして全体的に一般的に解決されるべきものと思う。（九五三・一・七）

るが、それにしても、日本の場合のように、地方團体が法令上は設置施設の義務を課せられながら、その経費については起債の承認を得られないといった非條理はないようである。

#### （十）

町村財政について問題は多いが、まずその第一歩として解決され

なければならないのは平衡交付金制度の下においては財政需要の見方を大体であるが、同時に、臨時の経費については、その自己負

担については起債の自由を獲得するにあると想る。地方財源として市町村の財源は旧制度に比較すれば有利にはなつてゐるが、その独立税は伸びが少なく、平衡交付金については経常的経費の部分のみが主として算定されているのであれば、臨時の経費による施設を多く必要とする町村財政の足場が常に浮動してゐることになることは当然のものである。問題は個々の町村が、個々に陳情請託によって解決すべきものではなく、町村財政の條例に基く要求をして全体的に一般的に解決されるべきものと思う。（九五三・一・七）

るが、それにしても、日本の場合のように、地方團体が法令上は設置施設の義務を課せられながら、その経費については起債の承認を得られないといった非條理はないようである。

#### （十一）

町村財政について問題は多いが、まずその第一歩として解決され

なければならないのは平衡交付金制度の下においては財政需要の見方を大体であるが、同時に、臨時の経費については、その自己負

担については起債の自由を獲得するにあると想る。地方財源として市町村の財源は旧制度に比較すれば有利にはなつてゐるが、その独立税は伸びが少なく、平衡交付金については経常的経費の部分のみが主として算定されているのであれば、臨時の経費による施設を多く必要とする町村財政の足場が常に浮動してゐることになることは当然のものである。問題は個々の町村が、個々に陳情請託によって解決すべきものではなく、町村財政の條例に基く要求をして全体的に一般的に解決されるべきものと思う。（九五三・一・七）

るが、それにしても、日本の場合のように、地方團体が法令上は設置施設の義務を課せられながら、その経費については起債の承認を得られないといった非條理はないようである。

#### （十二）

町村財政について問題は多いが、まずその第一歩として解決され

なければならないのは平衡交付金制度の下においては財政需要の見方を大体であるが、同時に、臨時の経費については、その自己負

担については起債の自由を獲得するにあると想る。地方財源として市町村の財源は旧制度に比較すれば有利にはなつてゐるが、その独立税は伸びが少なく、平衡交付金については経常的経費の部分のみが主として算定されているのであれば、臨時の経費による施設を多く必要とする町村財政の足場が常に浮動してゐることになることは当然のものである。問題は個々の町村が、個々に陳情請託によって解決すべきものではなく、町村財政の條例に基く要求をして全体的に一般的に解決されるべきものと思う。（九五三・一・七）

るが、それにしても、日本の場合のように、地方團体が法令上は設置施設の義務を課せられながら、その経費については起債の承認を得られないといった非條理はないようである。

#### （十三）

町村財政について問題は多いが、まずその第一歩として解決され

なければならないのは平衡交付金制度の下においては財政需要の見方を大体であるが、同時に、臨時の経費については、その自己負

担については起債の自由を獲得するにあると想る。地方財源として市町村の財源は旧制度に比較すれば有利にはなつてゐるが、その独立税は伸びが少なく、平衡交付金については経常的経費の部分のみが主として算定されているのであれば、臨時の経費による施設を多く必要とする町村財政の足場が常に浮動してゐることになることは当然のものである。問題は個々の町村が、個々に陳情請託によって解決すべきものではなく、町村財政の條例に基く要求をして全体的に一般的に解決されるべきものと思う。（九五三・一・七）

るが、それにしても、日本の場合のように、地方團体が法令上は設置施設の義務を課せられながら、その経費については起債の承認を得られないといった非條理はないようである。

#### （十四）

町村財政について問題は多いが、まずその第一歩として解決され

なければならないのは平衡交付金制度の下においては財政需要の見方を大体であるが、同時に、臨時の経費については、その自己負

担については起債の自由を獲得するにあると想る。地方財源として市町村の財源は旧制度に比較すれば有利にはなつてゐるが、その独立税は伸びが少なく、平衡交付金については経常的経費の部分のみが主として算定されているのであれば、臨時の経費による施設を多く必要とする町村財政の足場が常に浮動してゐることになることは当然のものである。問題は個々の町村が、個々に陳情請託によって解決すべきものではなく、町村財政の條例に基く要求をして全体的に一般的に解決されるべきものと思う。（九五三・一・七）

るが、それにしても、日本の場合のように、地方團体が法令上は設置施設の義務を課せられながら、その経費については起債の承認を得られないといった非條理はないようである。

#### （十五）

町村財政について問題は多いが、まずその第一歩として解決され

なければならないのは平衡交付金制度の下においては財政需要の見方を大体であるが、同時に、臨時の経費については、その自己負

担については起債の自由を獲得するにあると想る。地方財源として市町村の財源は旧制度に比較すれば有利にはなつてゐるが、その独立税は伸びが少なく、平衡交付金については経常的経費の部分のみが主として算定されているのであれば、臨時の経費による施設を多く必要とする町村財政の足場が常に浮動してゐることになることは当然のものである。問題は個々の町村が、個々に陳情請託によって解決すべきものではなく、町村財政の條例に基く要求をして全体的に一般的に解決されるべきものと思う。（九五三・一・七）

るが、それにしても、日本の場合のように、地方團体が法令上は設置施設の義務を課せられながら、その経費については起債の承認を得られないといった非條理はないようである。

#### （十六）

町村財政について問題は多いが、まずその第一歩として解決され

なければならないのは平衡交付金制度の下においては財政需要の見方を大体であるが、同時に、臨時の経費については、その自己負

担については起債の自由を獲得するにあると想る。地方財源として市町村の財源は旧制度に比較すれば有利にはなつてゐるが、その独立税は伸びが少なく、平衡交付金については経常的経費の部分のみが主として算定されているのであれば、臨時の経費による施設を多く必要とする町村財政の足場が常に浮動してゐることになることは当然のものである。問題は個々の町村が、個々に陳情請託によって解決すべきものではなく、町村財政の條例に基く要求をして全体的に一般的に解決されるべきものと思う。（九五三・一・七）

るが、それにしても、日本の場合のように、地方團体が法令上は設置施設の義務を課せられながら、その経費については起債の承認を得られないといった非條理はないようである。

#### （十七）

町村財政について問題は多いが、まずその第一歩として解決され

なければならないのは平衡交付金制度の下においては財政需要の見方を大体であるが、同時に、臨時の経費については、その自己負

担については起債の自由を獲得するにあると想る。地方財源として市町村の財源は旧制度に比較すれば有利にはなつてゐるが、その独立税は伸びが少なく、平衡交付金については経常的経費の部分のみが主として算定されているのであれば、臨時の経費による施設を多く必要とする町村財政の足場が常に浮動してゐることになることは当然のものである。問題は個々の町村が、個々に陳情請託によって解決すべきものではなく、町村財政の條例に基く要求をして全体的に一般的に解決されるべきものと思う。（九五三・一・七）

るが、それにしても、日本の場合のように、地方團体が法令上は設置施設の義務を課せられながら、その経費については起債の承認を得られないといった非條理はないようである。

#### （十八）

町村財政について問題は多いが、まずその第一歩として解決され

なければならないのは平衡交付金制度の下においては財政需要の見方を大体であるが、同時に、臨時の経費については、その自己負

担については起債の自由を獲得するにあると想る。地方財源として市町村の財源は旧制度に比較すれば有利にはなつてゐるが、その独立税は伸びが少なく、平衡交付金については経常的経費の部分のみが主として算定されているのであれば、臨時の経費による施設を多く必要とする町村財政の足場が常に浮動してゐることになることは当然のものである。問題は個々の町村が、個々に陳情請託によって解決すべきものではなく、町村

## 町村の指導者(下)

千葉県香取郡中和村 遠藤幸一郎

適

威は人を服するを得ても隨ひしむる事は出来ぬ。理は人を隨わしめる事は出来ても、なづける事は出来ぬ。なづける事が出来なくては、政團結の力は發揮されぬ。其力は情である。情をつくして威が存すれば止々、管子曰く「翼無くして飛ぶものは名也、根無くして固きは情也」。

親の下に育つ子は、全く親の力によつて育ちつゝ而も親の有難味など感せず、我儘を云つたり甘えたりせねばなりしながれ、すくすくと育つ頃つて仕舞えは偉大なる崇高さも、有難さも忘れて唯心地よく躊躇つて行く。壯子に足を忘るゝは履の適する也、腰を忘るゝは帶の適する也。如何なる學識も経験も親心の情無くんば町村に適し团体に適する事能わず。

根抵

て居る。無為にして治むる者はそれ舞なるかそれ何をか為さんや己を恭しくして正しく両面するのみ」と。無為にして治めるとか、無為にして化すとか、漢学者の好きな言葉で、德治が主で法制刑罰は卑むべき」と、説く、これを解説に考えて自ら省みてやましくなければ悠然と坐つて居るだけで部下は勵られてくると思つたらどうでもない。法律も政策も社会の動向も民生の隅までも、凡そ政治の實に任する者は、日夜を苦慮して徹底的に研究したければならない。己を恭しくしてとは、まだ足りない限りないと、自己の意を戒めしむるの意として為政者としての責任と権威とを嘗々と保つことを孔子は正面面と説いたのである。縦の政事上に苦労したことは、すつかり社会民生の中に融け込んでしまつて少しも述を止めない。俺はこれだけいたゞ、これの成績が上つたぞということは何にもなく見て見えるものは淡々とした社会万民の生活へと云うことを無為にして治むと言つたのである。無爲とは作風の迹が見えないと、いうことである。農事にしたくて百姓である

余程聰明な人でも持ち合せの智慧と云うものは知れたるものである。

「あとの人の考えは何時も深い勿に殆し高い所から見ての意見を持つつてゐる」と人々から仰かれ、「何時も柄がちがう」と頗らるべきである。「短便（つるべの纏）は以て深井に汲むべか」

それは学に立たねばならぬ。學ばぬ人は、難ばぬ人は、難ばぬ人、難字の人は、如何に秀でた力があつて、も何とはなしに頗りに秀でた力があつて、も何とはなしに頗りになると云う感が起らぬ。説苑に曰く、「短便（つるべの纏）は以て深井に汲むべからず」

一 騎打

「一人のために泣ぐ涙が無かつたら、大集團を自由自在に指導し得ても芝居にすまぬ、説苑に曰く「矮人（いざり）は日夜一起を願い盲人は視る事を忘れず」

一人一人に対して、その求むるもの、懐める所、嘗う所を知り、びたりと相談相手になり根柢深く處り、大所高所より鶴し、涙を以て而も節に中つたる指導、喰々斯の如き人、一万人、日本の各町村に一人ずつ現れたら。

腹

維新の際、金津城が官軍に攻囲された時、鐘楼を守つてゐる一老人の死の初より終るまでの鐘を撞くこと平常と同じ、總攻撃の日は五万余の砲撃を受けたが譚九雨飛の中に居て少しも懼るゝ色なく鐘を撞く、兵士等其老人をねぎらひ、且つ其豪腕を羨むれば、併の老人笑つて曰く、此處で死ぬと定めて別に思つ事も無ければ心安らかだと言われたと伝えら

れる。最後の眞を極めてかゝつてゐる者の最高の力を發揮する。農村の指導者に成り切らざれば何事も出来ぬ。切り結ぶ太刀の下こそ地獄な身を捨てよこそ浮ぶ瀧もあれ

無爲の治

論語に無為にして治めるといふことを説い

仁傑の上が輩出することが望ましい。祝遊、借りの多い世だから、もう、くれてしまつ孔子、キリスト、皆仁者であつて、留古木式のて損したもの（自運者のように慈悲心を失人なれば、うそて救世濟民の聖業が、なし遂げられ、揮して呉れてしまえ」と思ひなさい」と云うれて後世まで其徳を慕われて居るのである。のだぞうだ。

町村の指導者中一人でも此留古木式の人あらば、民風改進の上に大に貢献するであろう。

身を削り人をは教へりと木のその味知れ

る人を尊き、親愛。

#### 見解の相違

昔或処で神官が僧侶に金を貰していた。いつ送付つても僧侶は返さうとしない。そこで神官が立腹して一首の和歌に託して請求した其歌は、拂ひたまひくつ拍手の其音は高天原の利とも思はず。

歌の意味は、岱金を拂え／＼と手を鳴らして請

求はするが高天原のようないはづけなくともよいから元金だけも拂えよと云うのだぞうだ。

すると坊主もさる者直に返歌をした其歌は

釈迦牟尼は假りの比世と冒われたり且畢竟者とひ給えよ。

歌の意味は御承認様は此世は假りの世（貸し

前後の尊王攘夷論と開港通航論との抗争、

日英開港論と日露協商論の対立、今日の再軍備論に対する貴否兩論等あり何れも見解の相違に起因する。だから指導者は冷然に判断し、其輪廻を誤らざるより全智全能を盡すべきである。古人も「群行群止に識見を見る」と、

新前後の尊王攘夷論と開港通航論との抗争、

日英開港論と日露協商論の対立、今日の再軍

備論に対する貴否兩論等あり何れも見解の相

違に起因する。だから指導者は冷然に判断し、

其輪廻を誤らざるより全智全能を盡すべきである。古人も「群行群止に識見を見る」と、

新前後の尊王攘夷論と開港通航論との抗争、

日英開港論と日露協商論の対立、今日の再軍

しては、アメリカの次期共和党政権がどの程度の援助を与えるかが判明するまでは、西歐諸国の防衛計画もはつきり決められないというわけである。したがつて、こんどの理事会でも、次の理事会を来春できるだけ早く、アーヴィングを開催することにする一方、そのさいアメリカ新大統領と五三年度の軍事目標を検討したり、よう新防衛目標の作製を二月中に完了することを北大西洋軍当局者に指令したのである。理事会はまたトロイの陸、空、海部隊を包含する西歐六ヵ国とのヨーロッパ軍設置計画を急速に進めることを決定した。しかしそのためには、なによりもまず、去る五月閉幕各国間に調印したヨーロッパ軍事協約の批准が完了することが先決である。ところで、この批准の中心をなす佛獨兩国が互に批准をし合っていることは、前号に述べた通りである。ことにフランスでは、十二月二十三日日本内閣の諒解によつて去る三月いらい九ヵ月にわたるフランス政局の不定もついて、必ずしも批准されるにいたり、このことは、フランス議会によるヨーロッパ軍事協約の批准を運らせることすれ早めることはないであらう。

一方、西ドイツでは、ヨーロッパ軍事協約の批准のための手続きは、フランスよりははるかに進展しており、さる十二月三日西ドイツ連邦議会でよく批准のための最終討議が開始された。ところが翌四日アデナウアー首相は突然批准の表決を延期する措置を取り、国際間の注目をひいた。これについて、十二月四日ボンU.P.電は、「アデナウアー首相はこの延期によって生じた期間中に、連邦憲法裁判所から西ドイツ軍事補は違憲でないと裁定をえりと計画している。首相がこのようないな決意を抱くにいたつた二つの理由は、与党内に同盟（ヨーロッパ軍事協約と対立）と平和主義を明確に主張する議員が相当あること、これが明らかになつたからである」と報じた。

ところが、西ドイツ連邦憲法裁判所は十二月九日、第一、第二両議院（注一憲法裁判所はこれら二つの議院議会で構成されている）の全体会議で「どちらの議院も全体会議が決定した原則と異なる裁定を下すことはできないとの決定を行い政府に大きな打撃を与えた。このことはなにを意味するかという、こ

これまで憲法裁判所には、ホイス大統領、アーノードー政府および野黨の国民党からそれれ同條約批准の合憲性の問題について提訴されていたが、政府は、大統領および国民党からの中立要請のどちらよりもさきに、政府の同條約批准は單純多数決で十分であるとの間に對して、政府に有利な見解をもつてみられて、第三評議会をして決定を下さることによつて、議会にその立場を有利にしたため、かの他の二つの裁定要求を事實上無意味にしてしまることを企図したものといわれる。ところが、憲法裁判所では、政府側の抗訴に優先権を与えることを拒否し、大統領抗訴の分から始めること、および前評議会の全体会議の決定を下したためアーノードー政府の企圖は完全に挫折するにいたつた。

しかし、事態がこのより重大化したとヨーロッパ大統領は、かれの裁決の要求は法的拘束力を持つものではないかつたとして、裁決の要求を取り上げる旨を発表した。この当の苦境に立つものと予想されている。

# 新旧役場建物コンクール 地方エリス

山梨県の北都留郡には、県下百八十六町村役場のうち代表的な新旧兩型の役場が東西両端村に対立して面白いコントラストを無言に示している。

ている。

さである。一月中旬に五〇トン級の木造船隻を作り上げるために近村の船大工を雇用してトンカンやつているが、漁民たちの思い早くも雨の海へ飛んでいるという。

モダニで代表的なものは、毎回の選舉に投票率百%で昨秋六度目の津縫表彰（自治長官と全国都道府県選管委連合会よりの表彰）に輝く全国輪による世子村の役場で予算三百万円で二十年後を見越しての設計の下に請和発効儀の元旦竣工した壯麗なものである。

これに反して、旧い庄金代表としては、東京都下奥多摩疊谷の奥地に在る僻村、小菅村役場であつて、明治六年一月五日から同二十三年三月八日まで山梨県第五代の県令を勤続された藤村繁氏時代に建造した所謂藤村（どうそん）式建築である。當時の役場・学校などといった苟も町村に公共建物は一律にこの規格

長崎県北高来郡田舎村の川下多兵衛さんで、シイタケホダの枕木にしていた赤松タケが、本にシイタケが綱々と芽生しているのを読むと、農高の棲居先生が発見して、全国でも例がないことを学界に報告したことになつた。このシイタケならぬ赤松タケは、フジシイタケと同型で、松タケに似ているか、これを種痘すれば赤松の脱脂をしなくともシイタケが作られるという。

眞珠母貝採集復活て忙い

串本港

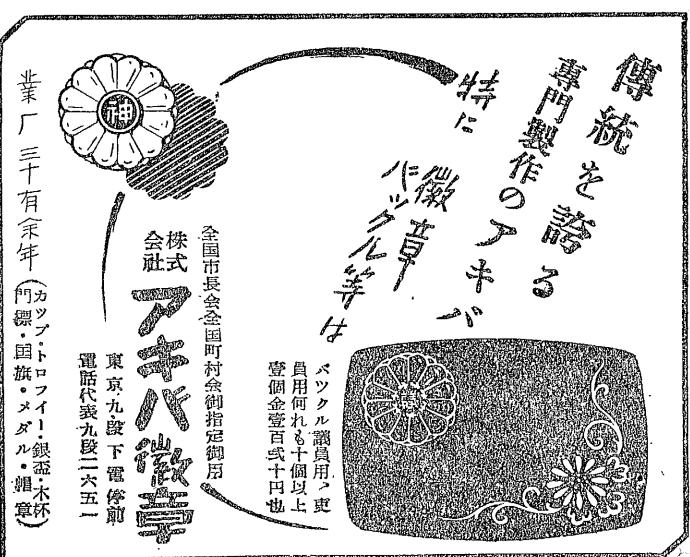
意味にしてしまって企図したものであ  
といわれる。ところが、憲法裁判所では、生  
育側の提訴で優先権を与えることを拒否し、

の間にいたして、政府に不必要な見解をいつづけられている第一評議会をして決定を下さることによつて、議会のそむ立場を有利に保つたのである。

れていたか、政府は、大統領たより社民党らの裁定要求のどちらよりもさきに、政府の二両條約批准は單純多数決で十分であるから、二月二日も早づつ

これまで憲法裁判所には、ホイース大統領、アーヴィング政府および野党の社民党からそれら兩條約批准の合憲性の問題について提訴

卷之三



## 町村關係者の宿泊は

全国町村会の宿泊部を  
ご利用下さい .....

## ☆宿泊維持費の低廉と ☆親切が本会のモットーです

予じめ申込を願いたいが特に多数団体については一週間前までに一応御照会願います。

東京都港区芝西久保巴町35

全国町村会宿泊

電話芝 (43) 1230・3106・4382

---

Digitized by srujanika@gmail.com

するものである。

戦犯に餅を送る。

正月をほんの形ばかりの威犯に、戦犯放運がオモチの贈与を行つた。スヌ島の三戦犯収容所で、月から全国的に行つたある六俵を三分して集められた格安な「青空市場」が、田舎者たる大がかりに養殖して、徳島県下の眞珠養殖業者は、県水産試験場の指導で、暖かな県南の海から養殖ガイダを鳴門海峡に移して、約一年前からテストを続け、大きさも、潮流の激しいことが好影響を与えたものか母カイの成育がよい上に、眞珠の光沢もなかなか見事なので、業者はさらに大きくなりに養殖して、徳島港客に「眞珠狩り」でもしてもらおうと大いに力を入れている。

**品の大安買**

革靴一〇円、ソンビ一  
九元、岸田、神田、鶴倉、河岸、岸田

昭和三十八年一月廿五日 印刷納本  
昭和二十八年三月一日 発行  
定期価一部十五円  
一カ年百八十円(送料共)  
東京港區芝久保町三五  
東京港區芝久保町三五

| 發行所   |             | 全國町村会   |             |
|-------|-------------|---------|-------------|
| 印 刷 所 | 電話芝43-2230番 | 總務課     | 電話芝43-2230番 |
| 印 刷 所 | 振替東京四七六九番   | 行 事     | 振替東京四七六九番   |
| 印 刷 所 | 東京都港區芝久保町五  | 委員会     | 東京都港區芝久保町五  |
| 印 刷 所 | 東京都港區布袋町四ノ一 | 行 人     | 東京都港區布袋町四ノ一 |
| 印 刷 所 | 三 恵 社       | 會 長     | 三 恵 社       |
| 印 刷 所 | 印 刷 所       | 今 吉 敏 雄 | 印 刷 所       |
| 印 刷 所 | 勝 秀         | 副 人 兵 軍 | 勝 秀         |

**町村関係者の宿泊は**

**全国町村会の宿泊部を  
御利用下さい**

☆宿泊維持費の低廉と  
☆親切が本会のモットーです

はじめ申込を願いたいが特に多数団体については一週間前までに一応御照会願います。

東京都港区芝久保町35  
全國町村会宿泊部  
電話芝(43) 1230・3106・4382

多いため、稻の栽培は不可能とされ、戦前はソバ、アマ、ヒエなどの穀類を主食にしていたが、配給制度が始まつてから年間一、六〇〇俵の米を移入して食べるようになった。

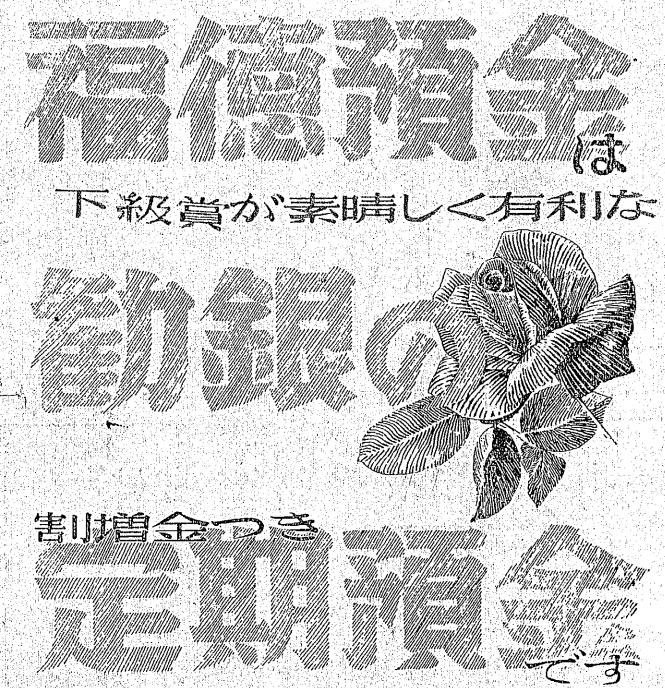
そこで、米の味は捨てがたいが、全部を移入するのは不便だと昨春初めて「保温苗代」を使つて仙台早生、陸羽一二二号、藤沢五号、平井一号などを試作したら、秋は反当四、六俵の収穫があつた。従つて今年の正月は同村開けて七五〇年、初めての「手作り米」を味つたというわけである。

「粒献米運動で戦犯に餅を送る」  
七度も重ねた戦後の正月をホンの形ばかりに過ごしてきた東鳴の戦犯に、戦犯放送運動を続けて来た健青会がオモチの贈与を行つて正月の気分を満喫させた。  
健青会では去る十一月から全国的に行つた一粒献米運動の結晶である六侯を三分して東鳴とモントンルバ、マヌスマの三戦犯收容所に送つた。

と、徳島県下の眞珠養殖業者は県水産試験の指導で、愛かぬ県南の海から養殖カレイ、鳴門海峡に移して約一年前からテストを続けてきた。ところが、潮流の激しいことが好んでいた。そこで、か母カイの成育がよい上に、眞珠の光沢もなかなか見事なので、業者はさらに大きくなりに養殖して、御光客に「眞珠がうなり」でもしてもらおうと大いに力を入れて、

自治公論 二月号

毎月1回1日 第3種郵便物認可 行  
昭和23年1月31日 第20巻 第2号  
昭和28年1月25日 印刷局  
昭和28年2月1日 発行



一口千円・期間6ヶ月及び1年・無税・空くじなし

無記名のお扱いも致します

日本勵業銀行

公信案  
外務省  
一の加入、加入後に於ける相互の文書、機関紙等の交換、貴  
會議への参加に因しては、何事異存がな。